

第 2 部 旅客施設共通ガイドライン

1. 移動経路に関するガイドライン

① 移動等円滑化された経路

考え方	経路については、高齢者、障害者等の移動等円滑化に配慮し、可能な限り単独で、駅前広場や公共用通路など旅客施設の外部から旅客施設内へアプローチし、車両等にスムーズに乗降できるよう、すべての行程において連続性のある移動動線の確保に努めることが必要である。旅客移動について最も一般的な経路（主動線）を移動等円滑化するとともに、主動線が利用できない非常時も勘案し、移動等円滑化された経路を複数確保することが望ましい。
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ガイドライン

◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容

移動等円滑化された経路	<p><経路確保の考え方></p> <p>◎公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと、移動等円滑化された経路との長さの差は、できる限り小さくしなければならない。</p> <p>※公共用通路とは、旅客施設の営業時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客施設の外部にあるものをいう。</p> <p><u>◎公共用通路と車両等の乗降口との間の経路であって主たる通行の用に供するものと、移動等円滑化された経路との長さの差は、できる限り小さくしなければならない。</u></p> <p><u>○公共用通路との出入口と各乗降場を結ぶ乗降動線において、旅客の移動が最も一般的な経路（主動線）を移動等円滑化する。</u></p> <p><u>◎異なる乗降場間の旅客の乗継ぎの用に供する経路（以下「乗継ぎ経路」という。）のうち、バリアフリー化されたものを、乗降場ごとに一以上設けなければならないこととするとともに、旅客の主たる乗継ぎ経路とバリアフリー化された乗継ぎ経路との長さの差は、できる限り小さくしなければならないこととする。</u></p> <p><u>○各乗降場間を結ぶ乗り継ぎ動線において、旅客の移動が最も一般的な経路（主動線）を移動等円滑化する。</u></p> <p>○移動等円滑化された経路は一般的な経路と同一にすることを原則とする。</p> <p><u>○規模の大きい、又は利用者の多い旅客施設、特に鉄道駅にあつては、主要な出入口から移動等円滑化された経路を確保する。</u></p> <p><u>○利用者数に限らず周辺地域や利用状況を考慮して（病院、障害者施設等）移動等円滑化された経路を整備する。</u></p> <p><u>○移動等円滑化された出口までの経路を分かりやすく明示する。</u></p> <p>○公共用通路との出入口を移動等円滑化した場合には、公共用通路側の施設設置管理者と協議の上、誘導サインの表示内容の共通化及び連続化を図るなど利用者が混乱しないように改札から公共用通路出入口までの移動等円滑化された経路の案内を行う。他の事業者や公共交通機関への乗り換えルートについても同様とする。</p> <p><u>○移動等円滑化された出口までの経路を分かりやすく明示する。</u></p> <p><u>◇他事業者間・他交通モード間の乗り継ぎ経路についても、必要な調整を行うこと等により移動等円滑化することが望ましい。</u></p>
-------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

【鉄道駅】

◎線路等を挟んだ各側に公共用通路に直接通ずる出入口がある鉄道駅は、当該各側の出入口に通ずる移動等円滑化された経路を、それぞれ一以上設けなければならない。ただし、鉄道駅の規模、利用状況、出入口の設置状況その他の鉄道駅の状況を勘案して高齢者、障害者等の利便を著しく阻害しないと当該鉄道駅の所在を管轄する地方運輸局長が認める場合についてはこの限りではない。

<垂直移動設備の優先順位>

- ◎移動等円滑化された経路において床面に高低差がある場合は、傾斜路又はエレベーターを設けなければならない。ただし、構造上の理由により傾斜路又はエレベーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター（構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの）をもってこれに代えることができる。
- 車椅子使用者による単独利用を考え、垂直移動設備としてエレベーターを設置することを原則とする。
- ◎旅客施設に隣接しており、かつ、旅客施設と一体的に利用される他の施設の傾斜路又はエレベーターを利用することにより高齢者、障害者等が旅客施設の営業時間内において常時公共用通路と車両等の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、当該施設の傾斜路又はエレベーターを活用することができる。なお、それら傾斜路又はエレベーターは、本ガイドラインに記載された内容を満たしているものに限る。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。
- 隣接する施設のエレベーター等を活用する場合には当該エレベーターを活用して段差解消を図る旨を十分に案内することとする。

<明るさの確保>

- 移動等円滑化された経路は、高齢者やロービジョン者の移動等円滑化に配慮し、十分な明るさを確保するよう、採光や照明に配慮するとともに、羞明や夜盲症など様々な見え方があることを考慮する必要がある。また、照明については、極端な暗がりや眩しさが生じないように配慮する。また、節電時においても通行の安全性が確保できるよう配慮する。なお、鉄道駅舎においては、JISZ9110に示された照度を参考とする。

<工事期間中の経路確保の考え方>

- 工事等の実施により移動等円滑化された経路が遮断される場合には、次の点に配慮する。
- ・工事期間中は旅客の安全な移動に配慮する。
 - ・工事の実施前から実施完了まで、工事を実施する旨や迂回経路等について案内掲示を行う。
 - ・誘導サイン・位置サインは工事期間中の経路・設備を示す。
 - ・移動等円滑化された経路が分断される場合は、移動のやり直しが行われな

	<p>いような位置においてエレベーター等の経路への迂回路を掲示する。ただし、工事範囲などにより困難な場合は、代替的な段差解消措置を講ずるよう配慮する。</p> <ul style="list-style-type: none">・夜間の利用に配慮し、屋外の移動等円滑化された迂回路等においても十分な明るさを確保するよう照明に配慮する。・工事範囲の工事仮設物等により視覚障害者誘導用ブロックが分断される場合には、安全な経路に適切に誘導するため、連続性が保たれるように視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。・工事仮設物等を設置する際には、視覚障害者が白杖で感知できないような隙間を設けないよう配慮する。
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

②公共用通路との出入口

考え方	<p>公共用通路との出入口については、高齢者、障害者等の移動等円滑化に配慮し、駅前広場や公共用通路など旅客施設の外部からアプローチしやすく、かつ、わかりやすい配置とする。</p> <p>特に、車椅子使用者等が遠回りすることがないように、一般的な動線上の出入口を移動円滑化するよう配慮する。</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ガイドライン		
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容		
公共用通路との出入口の幅	<p>◎車椅子使用者の動作に対する余裕を見込み、有効幅 90cm 以上とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、有効幅 80cm 以上とすることができる。</p> <p>◇車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、有効幅 180cm 以上とすることが望ましい。</p>	
段の解消	<p>◎車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する。</p> <p>○特に、公共用通路と旅客施設の境界部分については、管理区域及び施工区分が異なることによる段が生じないように、施設設置管理者間の協議により、移動等円滑化された経路の連続性を確保する。</p> <p>◇水処理、エキスパンションなどの関係から多少の段差が生じる場合についても、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を設ける等により段差が生じないようにすることが望ましい。</p>	
戸	幅	◎車椅子使用者の動作の余裕を見込み、有効幅 90cm 以上とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、有効幅 80cm 以上とすることができる。
	開閉構造	<p>◎自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。</p> <p>○1 以上の戸は自動式の引き戸とする。</p> <p>○自動開閉装置は、車椅子使用者や視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式を避け、感知式とする等、開閉操作の不要なものとする。その場合には、戸の開閉速度を高齢者、障害者等が使いやすいよう設定する（開閉速度は、開くときはある程度速く、閉じるときは遅いほうがよい。）。ただし、人通りが多い場合はその限りではない。</p> <p>◇手動式扉に握り手を設ける場合は、高齢者・障害者等に使いやすい形状とするとともに、周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）が大きいこと等によりロービジョン者の操作性に配慮したものとすることが望ましい。</p>
	戸の前後の水平区間	<p>○戸の前後には、車椅子 1 台が止まることができるよう 120cm 以上の長さの水平区間を設ける。</p> <p>◇自動式扉でない場合は、車椅子使用者の開閉動作のため車椅子が回転できる 150cm 以上の長さの水平区間を設けることが望ましい。</p>
	構造	<p>○戸の内部と外部で互いに確認できる構造とする。</p> <p>○戸が透明な場合には、衝突防止のため、見やすい高さに横線や模様などを付けて識別できるようにする。</p> <p>○戸の下枠や敷居により車椅子使用者の通行の支障となる段を設けない。</p>

床の仕上げ		◎床面は滑りにくい仕上げとする。
溝ふた		○水切り用の溝ふたを設ける場合は、車椅子の <u>キャスター</u> や視覚障害者の白杖の <u>先端</u> が落ち込まない構造のものとする。
ひさし		◇車椅子使用者や肢体不自由者、視覚障害者等は傘をさすことが難しいため、屋外に通じる旅客施設の出入口には大きめのひさしを設置することが望ましい。
視覚障害者誘導用ブロック	線状ブロックの敷設経路	「視覚障害者誘導案内用設備」（107 ページ）参照
	点状ブロックの敷設位置	

*：移動等円滑化基準では「色の明度、色相又は彩度の差」であるが、コントラスト（誘導ブロック等の視認性を得るための周囲との見えやすさの対比）確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

③乗車券等販売所、待合所、案内所の出入口

考え方	乗車券等販売所、待合所、案内所の各施設の出入口については、高齢者、障害者等すべての人がアプローチしやすいものとする。 特に車椅子使用者等が遠回りすることがないように、動線上の出入口を移動円滑化するように配慮する。
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ガイドライン		
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容		
出入口の幅	◎有効幅 80cm 以上とする。 ○車椅子使用者の動作の余裕を見込み、有効幅 90cm 以上とする。	
段の解消	◎車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けない。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する。 ◇水処理、エキスパンションなどの関係から多少の段差が生じる場合についても、車椅子使用者等の通行の支障にならないよう傾斜路を設ける等により段差が生じないようにすることが望ましい。	
戸	幅	◎有効幅 80cm 以上とする。 ○車椅子使用者の動作の余裕を見込み、有効幅 90cm 以上とする。
	開閉構造	◎高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のもの（自動式の引き戸等）とする。 ○自動開閉装置を設ける場合は、車椅子使用者や視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式を避け、感知式とする等開閉操作の不要なものとする。また、戸の開閉速度を、高齢者、障害者等が使いやすいよう設定する（開閉速度は、開くときはある程度速く、閉じるときは遅いほうがよい）。ただし、人通りが多い場合はこの限りでない。 ◇構造上やむを得ない場合以外は開き戸としないことが望ましい。 <u>なお、やむを得ず自動式の開き戸を設置する場合は、床面に開閉の軌道を表示するなど配慮する。</u> また、手動式の引き戸の場合は、フリーストップ機能がついた半自動式にすること <u>が望ましい。</u> ◇手動式扉に握り手を設ける場合は、高齢者・障害者等に使いやすい形状とするとともに、周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）が大きいこと等によりロービジョン者の操作性に配慮したものとすることが望ましい。
	水平区間	○戸の前後には、車椅子 1 台が止まることができるよう 120cm 以上の長さの水平区間を設ける。 ◇自動式扉でない場合は、車椅子からの開閉動作のため車椅子が回転できる 150cm 以上の長さの水平区間を設けることが望ましい。
	構造	◎戸の下枠や敷居により車椅子使用者の通行の支障となる段を設けない。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する。 ○戸の内部と外部が確認できる構造とする。 ○戸が透明な場合には、衝突防止のため、見やすい高さに横線や模様などで識別できるようにする。
床の仕上げ	◎床面は滑りにくい仕上げとする。	

*：移動等円滑化基準では「色の明度、色相又は彩度の差」であるが、コントラスト（誘導ブロック等の視認性を得るための周囲との見えやすさの対比）確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

④通路

考え方	高齢者、障害者等すべての人が旅客施設を円滑に移動できるよう、連続性のある動線の確保に努める必要がある。動線は可能な限り明快で簡潔なものとし、複雑な曲がり角や壁、柱、付帯設備などが突出しないよう配慮する。
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------

ガイドライン		
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容		
床の仕上げ	◎床の表面は滑りにくい仕上げとする。	
幅	◎有効幅 140cm 以上とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50m 以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅を 120cm 以上とする。 ○車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、可能な限り有効幅 180cm 以上とする。	
戸	幅	◎有効幅 90cm 以上とする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、有効幅 80cm 以上とする。
	開閉構造	◎高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のもの（自動式の引き戸等）とする。 ○自動開閉装置を設ける場合は、車椅子使用者や視覚障害者の利用を考慮し、押しボタン式を避け、感知式とする等開閉操作の不要なものとする。また、戸の開閉速度を、高齢者、障害者等が使いやすいよう設定する（開閉速度は、開くときはある程度速く、閉じるときは遅いほうがよい）。 ◇手動式扉に握り手を設ける場合は、高齢者・障害者等に使いやすい形状とするとともに、周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）が大きいこと等によりロービジョン者の操作性に配慮したものとすることが望ましい。
段の解消	◎同一フロアでは段を設けない。ただし、構造上の理由によりやむを得ず段を設ける場合は傾斜路を併設する。 ◎段を設ける場合は、踏面の端部の全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）が大きいことにより段を容易に識別できるものとする。また、段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものとする。	
空中突出物	○原則として床から 200cm 程度の高さまでの間の空間に天井、壁面からの突出物を設けない。やむを得ず突出物を設ける場合は、視覚障害者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないよう、高さ 110cm 以上の柵の設置やそれに代わる進入防止措置を講ずる。この場合、床面からの立ち上がり部に隙間を設けず、白杖で容易に柵等を感じることができるよう配慮する。	
手すり	○歩行に制約のある利用者に配慮して、可能な限り手すりを設置する。また、手すりをたどる経路上に支障となるものを設置しない。 ○高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すり（例えば 2 段手すり等）とする。	

	高さ	○2段手すりとする場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さ：上段 H=85cm 程度、下段 H=65cm 程度。 ○一段の手すりとする場合：H=80～85cm 程度。
	形状	○丸状で直径 3～4cm 程度とする。
	材質	◇冬期の冷たさに配慮した材質とすることが望ましい。
	位置	○手すりを壁面に取り付ける場合は、壁と手すりのあきを 5cm 程度とする。
	端部	○手すりの端部は、壁面側に巻き込むなど端部が突出しない構造とする。
	点字	○視覚障害者の誘導動線となる通路の手すりには、行き先情報を点字で表示する。点字による表示方法は JIS T0921 にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。 ○2段手すりの場合は、上段の手すりに設置する。 ○点字は、はがれにくいものとする。
通路の明るさ		◎コンコースや通路には、照明設備を設ける。 ○高齢者やロービジョン者の移動等円滑化に配慮し、十分な明るさを確保するよう、採光や照明に配慮する。 <u>また、照明については、極端な暗がりや眩しさが生じないように配慮する。なお、鉄道駅舎においては、JISZ9110 に示された照度を参考とする。</u>
視覚障害者誘導用ブロック	線状ブロックの敷設経路	「視覚障害者誘導案内用設備」(107 ページ) 参照
	点状ブロックの敷設位置	

*：移動等円滑化基準では「色の明度、色相又は彩度の差」であるが、コントラスト（誘導ブロック等の視認性を得るための周囲との見えやすさの対比）確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

⑤傾斜路（スロープ）

考え方	<p>車椅子使用者に対しては、段を解消する傾斜路（スロープ）の設置が必要である。傾斜路（スロープ）の設置にあたっては、車椅子使用以外の障害者、高齢者、ベビーカー使用者等、すべての利用者が通過しやすい動線上に配置するとともに、幅や勾配は可能な限り余裕のあるものとするよう配慮する。</p> <p>また、手動車椅子使用者に対しては、長距離や急傾斜の傾斜路利用が困難であることに配慮する。</p> <p>なお、移動等円滑化基準省令第6条で規定する傾斜路（スロープ）とは階段に代わり、またはこれに併設するものを指す。例えば、構造的にコンコース全体が傾斜状になっているもの、エレベーター等設備前のわずかなレベル差（10cm程度）解消のためのすりつけ部分はこれに含まれない。</p>
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ガイドライン	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容	
床の仕上げ	◎傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の床の表面は滑りにくい仕上げとする。
幅	◎移動等円滑化された経路を構成する傾斜路の有効幅は120cm以上とする。ただし、段に併設する場合は、有効幅90cm以上とする。 ◇車椅子使用者同士のすれ違いを考慮し、有効幅180cm以上とすることが望ましい。
勾配	◎移動等円滑化された経路を構成する傾斜路の勾配は1/12以下とする。ただし、傾斜路の高さが16cm以下の場合は、1/8以下とする。 ○屋外では1/20以下とする。 ◇屋内においても1/20以下とすることが望ましい。
踊り場	◎車椅子使用者が途中で休憩できるよう、高さが75cmを超える移動等円滑化された経路を構成する傾斜路では、高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設ける。 ◇車椅子使用者が途中で休憩できるよう、屋外では高さ60cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊り場を設けることが望ましい。
端部	○傾斜路の端部は床に対して滑らかに接する構造とする。
水平区間	○他の通路と出会う部分に、通路を移動する人と車椅子使用者が衝突しないよう、長さ150cm以上の水平区間を設ける。 ◇車椅子使用者のより円滑な利用を想定し、長さ180cm以上の水平区間を設けることが望ましい。
勾配区間の識別	◎傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の勾配部分は、その接続する通路との色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）が大きいことによりその存在を容易に識別できるものとする。
立ち上がり部	◎傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の両側には壁面又は立ち上がり部を設ける。 ○側面に壁面がない場合は、車椅子の乗り越え防止のため立ち上がり部に高さ35cm以上の幅木状の車椅子当たりを連続して設ける。

手すり	◎傾斜路（階段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）の両側に手すりを設置する。 ○高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すり（例えば2段手すり等）とする。	
	高さ	○2段手すりとした場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さ：上段 H=85cm 程度、下段 H=65cm 程度
	形状	○丸形で直径 3～4cm 程度とする。
	材質	◇冬期の冷たさに配慮した材質とすることが望ましい
	位置	○手すりを壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを 5cm 程度とする。
	端部	○手すりの端部は壁面側に巻き込むなど端部が突出しない構造とする。 ○始末端部においては、手すりの水平部分を 60cm 程度以上とする。
	点字	○視覚障害者を誘導する傾斜路の上段の手すりにスロープの行き先を点字で表示する。点字による表示方法は JIS T0921 にあわせてものとし、点字内容を文字で併記する。 ○点字は、はがれにくいものとする。
ひさし		○車椅子使用者や肢体不自由者等は傘をさすことが難しいため、屋外に設置する場合は、屋根又はひさしを設置する。
視覚障害者誘導用ブロック	線状ブロックの敷設経路	「視覚障害者誘導案内用設備」（107 ページ）参照
	点状ブロックの敷設位置	

*：移動等円滑化基準では「色の明度、色相又は彩度の差」であるが、コントラスト（誘導ブロック等の視認性を得るための周囲との見えやすさの対比）確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

⑥階段

考え方	階段は、移動時に最も負担を感じる箇所であるため、特に高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、視覚障害者の円滑な利用に配慮する必要がある。特に手すりの高さや階段の滑りにくさ等について配慮が必要であるが、これらはすべての利用者にとっても効果的である。
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ガイドライン		
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容		
形式	◎踏面の形状が一定していないため、回り段は避け、直階段又は折れ曲がり階段とする。	
幅	○有効幅 120cm 以上とする。 ◇2 本杖使用者の利用を考慮し、有効幅 150cm 以上とすることが望ましい。	
手すり	◎手すりを両側に設置する。 ○視覚障害者が階段の勾配を知り、ガイドとして伝って歩くことに配慮し、また、高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者が、上り、下りの両方向において体勢を継続的に安定させながら利用することができるよう、円滑な利用に配慮した手すり（例えば直棒 2 段手すり等）を設置する。 ○階段の幅が 400cm を超える場合には、中間にも手すりを設置する。	
	高さ	○2 段手すりとした場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さ：上段 H=85cm 程度、下段 H=65cm 程度。
	形状	○丸形で直径 3~4cm 程度とする。
	材質	◇冬期の冷たさに配慮した材質とすることが望ましい。
	位置	○手すりを壁面に設置する場合は、壁と手すりのあきを 5cm 程度とする。
	端部	○手すりの端部は、壁面側に巻き込むなど端部が突出しない構造とする。 ○始末端部においては階段の開始部より手前から設置し、手すりの水平部分を 60cm 程度とする。
	点字	◎視覚障害者のために、手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字をはり付ける。 ○上記点字は、階段始末端部の点状ブロックの敷設された範囲近くの手すりの端部（水平部分）に表示する。 ○点字による表示方法は JIS T0921 にあわせたものとし、点字内容を文字で併記する。 ○点字は、はがれにくいものとする。
蹴上げ・踏面	寸法	○蹴上げ：16cm 程度以下 踏面：30cm 程度以上
	段鼻	◎段鼻の突き出しその他つまずきの原因となるものは設けない。 ○蹴込み板を設ける。
	踏面の仕上げ	◎滑りにくい仕上げとする。

	輝度コントラスト	<p>◎踏面の端部（段鼻部）は、全長にわたって周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）を大きくすることにより、段を容易に識別できるものとする。</p> <p>○踏面の端部（段鼻部）は、全長にわたって十分な太さ（幅 5cm 程度）とする。</p> <p>○踏面の端部（段鼻部）の色は始まりの段から終わりの段まで統一された色とする。</p> <p>○この識別部分は、汚損・損傷しにくいものを用いる。</p>
立ち上がり部		<p>◎階段の両側には、立ち上がり部を設ける。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p> <p>○側面に壁面がない場合は、5cm 程度まで立ち上がり部を設ける。</p>
階段始末端部の水平部分		◇階段の始点、終点は、通路から 120cm 程度後退させ、平坦なふところ部分をとることが望ましい。
踊り場		<p>○高さ概ね 300cm 以内ごとに踊り場を設置する。</p> <p>○長さは 120cm 以上とする。</p> <p>○壁側の手すりは連続して設置する。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p>
明るさ		<p>◎階段には照明設備を設ける。</p> <p>○高齢者やロービジョン者の移動等円滑化に配慮し、十分な明るさを確保するよう、採光や照明に配慮する。<u>また、照明については、極端な暗がりや眩しさが生じないように配慮する。なお、鉄道駅舎においては、JISZ9110 に示された照度を参考とする。</u></p>
階段下		○視覚障害者が白杖で感知できずに衝突してしまうことがないように、階段下に十分な高さ（200cm 程度の範囲内）のない空間を設けない。やむを得ず十分な高さのない空間を設ける場合は、高さ 110cm 以上の柵の設置やそれに代わる進入防止措置を講ずる。この場合、床面からの立ち上がり部に隙間を設けず、白杖で容易に柵等を感知できるよう配慮する。
視覚障害者誘導用ブロック	線状ブロックの敷設位置	「視覚障害者誘導案内用設備」（107 ページ）参照
	点状ブロックの敷設位置	

*：移動等円滑化基準では「色の明度、色相又は彩度の差」であるが、コントラスト（誘導ブロック等の視認性を得るための周囲との見えやすさの対比）確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

⑦昇降機（エレベーター）

考え方	<p>エレベーターは、車椅子使用者の単独での利用をはじめ、車椅子使用以外の障害者、高齢者、ベビーカー使用者等、すべての利用者に対して有効な垂直移動手段である。このためエレベーターは、すべての利用者が安全に、かつ容易に移動することができるようにきめ細かな配慮が必要である。</p> <p>エレベーターの配置にあたっては、主動線上から認識しやすい位置に設置し、すべての利用者が容易に利用できるよう配慮する。</p> <p>また、エレベーターの前には、エレベーター利用以外の旅客の動線と交錯しないようスペースを確保する。なお、利用者動線や車椅子使用者の円滑な移動の観点から、スルー型エレベーターが設置可能な場合は、スルー型エレベーターが望ましい。また、直角二方向出入口型エレベーターの設置は、他の方式のエレベーターの設置が構造上もしくは安全上困難な場合に限定する。</p>
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ガイドライン

◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容

かごの大きさ	<p><u>◇利用者動線や車椅子使用者の円滑な移動の観点から、設置可能な場合は、スルー型エレベーターを設置することが望ましい。</u></p> <p><u>◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターのかごの内法幅は、140cm以上、内法奥行き 135cm 以上（11 人乗り程度）とする。ただし、スルー型や直角二方向出入口型エレベーターで、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造と開閉するかごの出入口を音声で知らせる設備が設けられているものにあつては、この限りでない。</u></p> <p><u>◎かごの内法幅は、140cm 以上、内法奥行き 135cm 以上（11 人乗り程度）とすることに加え、エレベーターを設置する場合においては、旅客施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して、台数、かごの内法幅及び内法奥行きを決定する。</u></p> <p><u>○直角二方向出入口型エレベーターの設置は、他の方式のエレベーターの設置が構造上もしくは安全上困難な場合に限定する。</u></p> <p><u>○旅客施設においてエレベーターを設置する場合には、当該旅客施設の高齢者、障害者等の利用状況を考慮し、適切な輸送力を確保するよう、設置台数を検討するとともに、以下の表※も参考にし、設置するエレベーターのかごの内法幅及び内法奥行き的大小を選定する。</u></p> <p><エレベーターのかご及び昇降路寸法[JISA4301]抜粋></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>最大定員[人]</th> <th>かごの内法幅[cm]</th> <th>かごの内法奥行き[cm]</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11</td> <td>140</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>160</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>160</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">17</td> <td>180</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>135</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">20</td> <td>180</td> <td>170</td> </tr> <tr> <td>200</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">24</td> <td>200</td> <td>175</td> </tr> <tr> <td>215</td> <td>160</td> </tr> </tbody> </table> <p>※必要に応じて上記以上の大きさも考慮。</p>	最大定員[人]	かごの内法幅[cm]	かごの内法奥行き[cm]	11	140	135	13	160	135	15	160	150	17	180	150	200	135	20	180	170	200	150	24	200	175	215	160
最大定員[人]	かごの内法幅[cm]	かごの内法奥行き[cm]																										
11	140	135																										
13	160	135																										
15	160	150																										
17	180	150																										
	200	135																										
20	180	170																										
	200	150																										
24	200	175																										
	215	160																										

	<p><u>◇緊急時の対応等に配慮し、可能な箇所には、ストレッチャーを乗せることができる、奥行きのあるエレベーターを導入することが望ましい。</u></p>
かご及び昇降口の 出入り口の幅	<p>◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの出入口の有効幅は 80cm 以上とする。</p> <p>◇車椅子使用者の動作の余裕を見込み、有効幅 90cm 以上とすることが望ましい。</p>
鏡	<p>◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターにおいて、出入口同方向型（一方向型）のエレベーターには、かご正面壁面又はかご壁面上部に、出入口の状況（特に足元）が把握できるよう、大きさ、位置に配慮して鏡を設置する。（ステンレス鏡面又は安全ガラス等）</p> <p>○出入口同方向型（一方向型）のエレベーターのかご正面壁面に設置する鏡は、車椅子使用者が後退時に出入口付近（特に足元）を確認できるよう、床上 40cm 程度から 150cm 程度までのものとする。</p> <p>○スルー型や直角二方向出入口型のエレベーターには、車椅子使用者の利用時の背後の状況（特に足元）が把握できるよう大きさ、形状、位置に配慮して鏡を設置する。（ステンレス鏡面又は安全ガラス等）</p>
外部との連絡	<p>◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターは、防犯や事故発生時の安全確保、聴覚障害者の緊急時の対応のため、かご及び昇降路の出入口の戸にガラス等による窓等を設けることにより外部から内部が、内部から外部が見える構造とする。ガラス等による窓等を設置できない場合には、かごの内部から外部を、外部から内部を確認するための映像設備を設ける。外部から内部を確認するための映像設備は、ロビー出入口の上部等、見やすい位置に設置する。</p> <p>◇かご外部から、かご内の車椅子使用者や小児、また転倒した旅客が視認できるよう、ガラス窓の下端は床面から 50cm 程度が望ましい。</p> <p>◇聴覚障害者も含めた緊急時への対応に配慮すると、以下のような設備を設けることが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・故障が検知された場合は、故障したことが伝わるよう、自動的にかご内にその旨の表示を行うか、かご内に外部に故障を知らせるための非常ボタンを設ける。 ・かご内に、緊急時に聴覚障害者が外部と連絡を取ることが可能な（緊急連絡を必要としている者が聴覚障害者であることが判別できる）ボタンを設置する。 ・係員に連絡中である旨や係員が向かっている旨を表示する設備を設ける。
手すり	<p>◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターのかご内には手すり（握り手その他これに類する設備を含む）を出入口の戸のある側以外の壁面に設ける。</p> <p>○高さ 80cm～85cm 程度に設置する。</p> <p>○握りやすい形状とする。</p>

表示	表示	<p>◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターのかご内に、かごの停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設置する。</p> <p>◇聴覚障害者が定員超過であることが確認できるよう、かご内操作盤付近の見やすい位置に過負荷の文字表示灯を設置することが望ましい。</p> <p>◇表示画面の配色については、参考 2-2-5 を参考とした色使い、色の組み合わせとし、色覚異常の利用者に配慮することが望ましい。</p>
	音声等	<p>◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターのかご内に、かごの到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声で知らせる設備を設ける。</p> <p>◇到着階に何があるか（地上出口、改札口等）具体的に音声案内することが望ましい。</p> <p>○スルー型エレベーターの場合は、開閉する側の戸を音声で知らせることとする。その際、視覚障害者に配慮した案内内容とする。</p>
操作盤	ボタン	<p>◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターには、かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を有したものとする。</p> <p>○操作盤のボタンは、指の動きが不自由な利用者も操作できるような押しボタン式とし、静電式タッチボタンは避ける。</p> <p>○音と光で視覚障害者や聴覚障害者にもボタンを押したことが分かるものとする。</p> <p>◇かご内に設ける操作盤は、視覚障害者で点字が読めない人もボタンの識別ができるよう階の数字等を浮き出させること等により分かりやすいものとすることが望ましい。</p> <p>◇ボタンの文字は、周囲との色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）が大きいこと等によりロービジョン者の操作性に配慮したものであることが望ましい。</p>
	車椅子対応	<p>◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターのかご内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が円滑に操作できる位置（高さ 100cm 程度）に操作盤を設置する。</p> <p>○かご内に設置する操作盤は、かごの左右に設置する。</p> <p>○乗降ロビーに設置される操作盤は、車椅子使用者が操作しやすいように配慮する。</p> <p>◇ドアが開いた状態は最低 4 秒維持するものとし、車椅子使用者対応の主・副操作盤の行き先ボタンを操作することにより、戸の開放時間が通常より長くなる（10 秒以上）機能を設置することが望ましい。</p>
	点字	<p>◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターのかご内に設ける操作盤及び乗降ロビーに設ける操作盤のうちそれぞれ 1 以上は、点字がはり付けられていること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とする。</p> <p>○かご内操作盤の各操作ボタン（階数、開、閉、非常呼び出し、インターフォン）には、縦配列の場合は左側に、横配列の場合は上側に点字表示を行う。点字による表示方法は JIS T0921 にあわせたものとする。</p>
光電安全装置	<p>○かごの出入口部には、乗客の安全を図るために、戸閉を制御する装置を設ける。高さは、車椅子のフットサポート部分と身体部の両方の高さについて制御できるようにする。なお、機械式セーフティシューには、光電式、静電式または超音波式等のいずれかの装置を併設する。</p>	

管制運転による 異常時表示		○地震、火災、停電時管制運転を備えたエレベーターを設置する場合には、音声及び文字で管制運転により停止した旨を知らせる装置を設ける。
乗降 ロビー	広さ	<p>◎車椅子が回転できる広さ（幅 150cm 以上、奥行き 150cm 以上）を確保する。</p> <p>○電動車椅子が回転できる広さ（幅 180cm 以上、奥行き 180cm 以上）を確保することが望ましい。</p> <p>○新設等の場合には、乗降ロビー付近には、下り階段・下り段差を設けない。</p> <p>○既存施設であって乗降ロビー付近に下り階段・下り段差が存在する場合には、参考 2-1-30（<エレベーターロビー付近の安全空間確保の重要性>）を参考として、その間には十分な広さの空間を設ける。</p> <p>◇この場合、利用者の安全を確保する観点から、転落防止ポールの設置等の転落防止策を併せて講ずることが望ましい。</p>
	表示	<u>○障害者、高齢者、ベビーカー使用者等が優先利用できることを示す「優先マーク」を設置する。</u>
	音声	◎移動等円滑化された経路を構成するエレベーターの乗降ロビーには、到着するかごの昇降方向を音声で知らせる設備を設ける。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いた時にかごの昇降方向を音声により知らせる設備が設けられている場合又は当該エレベーターの停止する階が 2 のみである場合は、この限りでない。
視覚障害者誘導用ブロック	敷設経路 点状ブロックの敷設位置	「視覚障害者誘導案内用設備」（107 ページ）参照

*：移動等円滑化基準では「色の明度、色相又は彩度の差」であるが、コントラスト（誘導ブロック等の視認性を得るための周囲との見えやすさの対比）確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

⑧エスカレーター

考え方	高齢者、障害者等による利用を想定すると、乗降ステップの水平区間や速度などに配慮する必要がある。高齢者、障害者等は下り階段を不安に感じる場合があり、上り専用とともに下り専用エスカレーターを設置する配慮が必要である。
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ガイドライン	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容	
方向	◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターには、上り専用と下り専用をそれぞれ設ける。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。
幅	◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターの踏み段幅は80cm以上とする。ただし、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。 ◇踏み段幅100cm（S1000型）程度とすることが望ましい。 ◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降できるために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。ただし、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。
踏み段及びくし板表面の仕上げ	◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターの踏み段及びくし板の表面は滑りにくい仕上げとする。
識別	踏み段 ◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、踏み段の端部全体がその周囲の部分と色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）を大きくすること等により、踏み段相互の識別をしやすいようにする。 ◇踏み段の端部だけでなく、四方に縁取りを行うなどにより、踏み段相互の識別をしやすいようにすることが望ましい。
	くし板 ◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターは、くし板の端部と踏み段の色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）を大きくすること等により、くし板と踏み段との境界を容易に識別できるようにする。
昇降口水平部	◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターの昇降口の踏み段の水平部分は踏み段3枚以上とする。
手すり	○くし板から70cm程度の移動手すりを設ける。 ○乗降口には、旅客の動線の交錯を防止するため、高さ80～85cm程度の固定柵又は固定手すりを設置する。
速度	◇1以上のエスカレーターは30m/分以下で運転可能なものとすることが望ましい。
表示	◎移動等円滑化された経路を構成するエスカレーターにおいて、上り専用又は下り専用のエスカレーターの場合、上端及び下端に近接する通路の床面又は乗り口付近のわかりやすい位置（ゲートポスト等）等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示す。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターについては、この限りでない。 ◇上り又は下り専用でないエスカレーターについて、当該エスカレーターへの進入の可否を表示することが望ましい。

表示		<p>○エスカレーターへの進入可否表示の配色については、参考 2-5 を参考とした色使い、色の組み合わせとし、色覚異常の利用者に配慮する。</p> <p>◇エスカレーターのベルトに、しるしをつけることにより、進行方向がわかるようにすることが望ましい。</p>
音声案内		<p>◎進入可能なエスカレーターの乗り口端部において、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる音声案内装置を設置する。</p> <p>○音声案内装置の設置にあたっては、周囲の暗騒音と比較して十分聞き取りやすい音量、音質とすることに留意し、音源を乗り口に近く、利用者の動線に向かって設置する。</p> <p>(設置の考え方、具体的な音声案内例は 2. ②「視覚障害者誘導用案内設備」を参照)</p>
視覚障害者誘導用ブロック	点状ブロックの敷設位置	「視覚障害者誘導案内用設備」(107 ページ) 参照

*：移動等円滑化基準では「色の明度、色相又は彩度の差」であるが、コントラスト（誘導ブロック等の視認性を得るための周囲との見えやすさの対比）確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

2. 誘導案内設備に関するガイドライン

①視覚表示設備

考え方	<p>一般に、視力の低下は40～50歳ぐらいからはじまり、60歳を超えると急激に低下する、車椅子使用者の視点は一般歩行者よりおよそ40cmほど低い、聴覚障害者は耳から聞く情報は得られないことが多い、日本語のわからない訪日外国人が多いなど、さまざまな利用者が情報コミュニケーションの制約を抱えている。</p> <p>移動等円滑化をめざす視覚表示設備の整備においては、設備本来の機能を十分に発揮できるようにすることが必要であると同時に、さまざまな情報コミュニケーションの制約を抱える利用者也、共通の設備から情報を得られるように工夫する考え方が必要である。</p> <p>サインはコミュニケーション・メディアの一種なので、情報・様式・空間上の位置という三つの属性を持つ。視覚表示設備は、見やすさとわかりやすさを確保するために、情報内容、表現様式（表示方法とデザイン）、掲出位置（掲出高さや平面上の位置など）の三要素を考慮することが不可欠である。</p> <p>さらにサインの情報内容や表現様式、掲出位置を、体系的なシステムとして整備し、また可変式情報表示装置を、状況により変化するニーズに合った情報をタイムリーに表示する方式として整備することが、移動しながら情報を得たい利用者にとってわかりやすく情報を伝達する基本条件になる。</p>
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ガイドライン

◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容

■サインシステム

●基本的事項

サインの種別	<p>○サインは、誘導・位置・案内・規制の4種のサイン類を動線に沿って適所に配置して、移動する利用者への情報提供を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誘導サイン類：施設等の方向を指示するのに必要なサイン ・位置サイン類：施設等の位置を告知するのに必要なサイン ・案内サイン類：乗降条件や位置関係等を案内するのに必要なサイン ・規制サイン類：利用者の行動を規制するのに必要なサイン
--------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

表示方法

- 出入口名、改札口名、行先、旅客施設名など主要な用語には、英語を併記する。
 - ◇地域ごとの来訪者事情により、日本語、英語以外の言語を併記することが望ましい。
 - 英語を併記する場合、英訳できない固有名詞にはヘボン式ローマ字つづりを使用する。
 - ◇固有名詞のみによる英文表示には、ローマ字つづりの後に～Bridge や～River など、意味が伝わる英語を補足することが望ましい。
 - ◇書体は、視認性の優れた魚ゴシック体とすることが望ましい。
 - 文字の大きさは、視力の低下した高齢者等に配慮して視距離に応じた大きさを選択する。
 - 掲示位置については、ロービジョン者等に配慮して、可能な限り、接近できる位置、視点の高さに配置する。
 - 安全色に関する色彩は、別表 2-1 に示す JIS Z9103:2005 による。出口に関する表示は、別表 2-1 に示す JIS Z9103:2005 により黄色とする。
 - 高齢者に多い白内障に配慮して、青と黒、黄と白の色彩組み合わせは用いない。
 - サインの図色と地色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）を大きくすること等により容易に識別できるものとする。
 - 色覚異常の利用者に配慮し、参考 2-5 を参考とし見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素毎の色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）を確保した表示とする。
- 留意すべき色の選択例：
- ・濃い赤を用いず朱色やオレンジに近い赤を用いる。赤を用いる場合は他の色との境目に細い白線を入れると表示が目立ちやすくなる。
- 見分けにくい色の組み合わせ例：
- ・「赤と黒」、「赤と緑」、「緑と茶色」、「黄緑と黄色」、「紫と青」、「赤と茶色」、「水色とピンク」の見分けが困難
 - ・輝度コントラストには敏感であり、同系色の明暗の識別に支障は少ない。
- また、路線、車両種別等を色により表示する場合には、文字を併記する等色だけに頼らない表示方法にも配慮する。
- ◇サインは、必要な輝度が得られる器具とすることが望ましい。さらに、近くから視認するサインは、まぶしさを感じにくい器具とすることが望ましい。
- ◎エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下「移動等円滑化のための主要な設備」という。）又は公共用通路に直接通ずる出入口の付近に設けられる、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識（ピクトグラム）は JISZ8210 に示された図記号を設けなければならない。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

表示方法	<p>◎公共用通路に直接通ずる出入口（鉄道駅及び軌道停留場にあつては、当該出入口又は改札口。以下同じ。）の付近には、移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板その他の設備を備えなければならない。<u>ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>○移動等円滑化のための主要な設備の配置を表示した案内板その他の設備について、誘導サイン等他の設備の整備状況を踏まえ、必要な場合には乗降場又はその付近にも整備する。</u></p> <p>◇外光、照明の逆光や光の反射により、見にくくならないよう配慮することが望ましい。また、サインの背景に照明や看板等が位置すること等により、見にくくならないように配慮することが望ましい。</p> <p><u>○視野欠損のロービジョン者などは極端に大きな文字等の場合には一部だけしか見えないなど表示内容を判読できないケースがあるため、文字等の表示の大きさに配慮する。</u></p> <p><u>◇移動等円滑化された経路等（乗り継ぎ経路含む）を高齢者、障害者等が円滑に移動できるよう、標識等により誘導することが望ましい。</u></p>
乗継ぎ経路等誘導時の配慮	<p>○<u>他事業者・他交通モード間の乗継ぎ経路</u>への誘導にあたっては、エレベーターを利用した経路もわかりやすく表示する。</p> <p>◇隣接する他社線、公共空間とは連続的に案内サインが繰り返し配置されることが望ましい。この場合、サイン計画にあたっては、施設設置管理者間で協議調整の上、表示する情報内容を統一し、案内サインがとぎれないよう留意すること。また、関係者が多岐にわたる等の場合においては、協議会等を設置して検討する。</p>
●誘導サイン・位置サイン	
表示する情報内容	<p>○誘導サイン類に表示する情報内容は、別表 2-3 のうち必要なものとする。</p> <p>○誘導サイン類に表示する情報内容が多い場合、経路を構成する主要な空間部位と、移動等円滑化のための主要な設備にかかるものを優先的に表示する。</p> <p>○位置サイン類に表示する情報内容は、別表 2-4 のうち移動等円滑化のための主要な設備のほか必要なものとする。</p> <p>○位置サイン類に表示する情報内容が多い場合、移動等円滑化のための主要な設備のほか経路を構成する主要な空間部位を優先的に表示する。</p>
表示面と器具のデザイン	<p>◇誘導サイン類及び位置サイン類はシンプルなデザインとし、サイン種類ごとに統一的なデザインとすることが望ましい。</p>
表示面の向きと掲出高さ	<p>○誘導サイン類及び位置サイン類の表示面は、動線と対面する向きに掲出する。</p> <p>○誘導サイン類及び位置サイン類の掲出高さは、視認位置からの見上げ角度が小さく、かつ視点の低い車椅子使用者でも混雑時に前方の歩行者に遮られにくい高さとする。</p> <p>○誘導サイン類及び位置サイン類の掲出にあたっては、照明の映り込みがないように配慮する。また、外光、照明の配置により見にくくならないよう配慮する。</p> <p>◇動線と対面する向きのサイン 2 台を間近に掲出する場合、手前のサインで奥のサインを遮らないように、2 台を十分離して設置することが望ましい。</p>
配置位置と配置間隔	<p>○経路を明示する主要な誘導サインは、出入口と乗降場間の随所に掲出するサインシステム全体のなかで、必要な情報が連続的に得られるように配置する。</p> <p>○個別の誘導サインは、出入口と乗降場間の動線の分岐点、階段の上り口、階段</p>

	<p>の下り口及び動線の曲がり角に配置する。</p> <p>◇長い通路等では、動線に分岐がない場合であっても、誘導サインは繰り返し配置することが望ましい。</p> <p>○個別の位置サインは、位置を告知しようとする施設の間近に配置する。</p>
●案内サイン	
表示する情報内容	<p>○構内案内図に表示する情報内容は、別表 2-5 のうち移動等円滑化のための主要な設備とする。</p> <p>○構内案内図には移動等円滑化された経路を明示する。</p> <p>○旅客施設周辺案内図を設ける場合、表示する情報内容は、別表 2-6 のうち必要なものとする。</p> <p>◇ネットワーク運行・運航のある交通機関においては、改札口等に路線網図を掲出することが望ましい。</p>
表示面と器具のデザイン	<p>◇案内サイン類はシンプルなデザインとし、サイン種類ごとに統一的なデザインとすることが望ましい。</p> <p>◇構内案内図や、表示範囲が徒歩圏程度の旅客施設周辺案内図の図の向きは、掲出する空間上の左右方向と、図上の左右方向を合わせて表示することが望ましい。</p>
表示面の向きと掲出高さ	<p>◇案内サイン類の表示面は、利用者の円滑な移動を妨げないように配慮しつつ、動線と対面する向きに掲出することが望ましい。</p> <p>◇空間上の制約から動線と平行な向きに掲出する場合は、延長方向から視認できる箇所に、その位置に案内サイン類があることを示す位置サインを掲出することが望ましい。</p> <p>○構内案内図、旅客施設周辺案内図、時刻表などの掲出高さは、歩行者及び車椅子使用者が共通して見やすい高さとする。</p> <p>○運賃表を券売機上部に掲出する場合においても、その掲出高さは、券売機前に並ぶ利用者に遮られないように配慮しつつ、車椅子使用者の見上げ角度が小さくなるように、極力低い高さとする。この場合、照明の映り込みが起きないように配慮する。</p> <p>○券売機上部に掲出する運賃表の幅は、利用者が券売機の近くから斜め横向きでも判読できる範囲内とする。</p> <p>○案内サインの掲出にあたっては、照明の映り込みがないように配慮する。また、外光、照明の配置により見にくくならないよう配慮する。</p>
配置位置と配置間隔	<p>○構内案内図は、出入口付近や改札口付近からそれぞれ視認できる、利用者の円滑な移動を妨げない位置に配置する。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</p> <p>◇乗り換え経路又は乗り換え口を表示する構内案内図は、当該経路が他の経路と分岐する位置にも配置することが望ましい。</p> <p>◇旅客施設周辺案内図を設ける場合、改札口など出入口に向かう動線が分岐する箇所に設置することが望ましい。</p> <p>◇大規模な旅客施設では、構内案内図などを繰り返し配置することが望ましい。</p> <p>◇地下駅等における移動等円滑化された経路上ではない各出入口において、エレベーターが設置されている出入口までを示す位置案内図等を設置し、移動等円滑化された経路への誘導経路を示すことが望ましい。</p>
その他	<p>◇移動距離が長い場合、目的地までの距離を併記することが望ましい。</p>

■可変式情報表示装置

可変式情報表示装置とは、LED などを用いた電子式やフラップなどを用いた機械式の表示方式を用いて、視覚情報を可変的に表示する装置のことをいう。

◎車両等の運行（行き先や種別等及びそれらの変更された際の情報も含む）に関する情報を文字等により表示するための設備を備えなければならない。

<p>表示する情報内容</p>	<p>○平常時に表示する情報内容は、発車番線、発車時刻、車両種別、行先など、車両等の運行（運航）に関する情報とする。</p> <p><u>○車両等の運行（運航）の異常に関連して、遅延状況、遅延理由、運転再開予定時刻、振替輸送状況など、利用者が次の行動を判断できるような情報を提供する。また、ネットワークを形成する他の交通機関の運行（運航）に関する情報も、提供する。なお、可変式情報表示装置による変更内容の提供が困難な場合には、ボードその他の文字による情報提供ができる設備によって代えることができる。</u></p> <p>○簡潔かつ分かりやすい文章表現とする。<u>また、必要に応じて図やイラストを用いて情報を提供する。</u></p> <p>◇運休（欠航）・遅延の別や運行（運航）障害発生の原因等の情報を、運休（欠航）が発生した場合、事故等の要因により遅延が発生した場合に提供することが望ましい。</p> <p>○異常情報を表示する場合は、フリッカーランプを装置に取り付けるなど、異常情報表示中である旨を継続的に示す。</p>
<p>表示方式</p>	<p>◇表示方式は、文字等が均等な明るさに鮮明に見える輝度を確保し、図と地の色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）を大きくすること、文字を大きくすること等により容易に識別できるものとするのが望ましい。</p> <p>○色覚異常の利用者に配慮し、参考 2-2-5 を参考とし見分けやすい色の組み合わせを用いて、表示要素毎の色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）を確保した表示とする<u>とともに、必要に応じて文字や記号等を付加して情報を提供する。</u></p> <p>◇外光、照明の逆光や光の反射により、見にくくならないよう配慮することが望ましい。また、サインの背景に照明や看板等が位置すること等により、見にくくならないように配慮することが望ましい。</p>
<p>案内放送による提供</p>	<p>○上述の情報内容は、あわせてアナウンスにて、聞き取りやすい音量、音質、速さで繰り返す等して放送する。</p>
<p>配置位置</p>	<p>○車両等の運行（運航）用の可変式情報表示装置は、視覚情報への依存度の大きい聴覚障害者を含む多くの利用者が、運行（運航）により乗降場が頻繁に変動する場合に各乗降場へ分流する位置のほか、改札口付近や乗降場、待合室など、視覚情報を得て行動を判断するのに適当な位置に配置する。</p> <p>◇可変式情報表示装置の掲出高さは、誘導サインや位置サイン類と統一することが望ましい。</p>

*：移動等円滑化基準では「色の明度、色相又は彩度の差」であるが、コントラスト（誘導ブロック等の視認性を得るための周囲との見えやすさの対比）確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

②視覚障害者誘導案内用設備

考え方

視覚障害者誘導用ブロックは、現時点では視覚障害者の誘導に最も有効な手段であり、旅客施設の平面計画等を考慮し、歩行しやすいよう敷設することが有効である。敷設にあたっては、あらかじめ誘導動線を設定するとともに、誘導すべき箇所を明確化し、利用者動線が遠回りにならないよう配慮する必要がある。また、視覚障害者誘導用ブロックを感知しやすいよう、周囲の床材の仕上げにも配慮する必要がある。

視覚障害者の誘導手法としては、音声・音響による案内も有効である。

<鉄軌道駅の改札口>

改札口は、鉄道を利用する際の起終点となる場所であるとともに、駅員とコミュニケーションを図り、人的サポートを求めることのできる場所でもあるため、その位置を音響案内で知らせることが重要である。

なお、改札口付近においては駅職員等が勤務していることから、音量、音質、設置位置など騒音とならないよう配慮することが必要となる。

なお、複数事業者が乗り入れている駅等で異なる事業者の改札口が隣接する場合の音響案内については、音声案内を付加すること等により区別できるようにすれば、より利便性が高まる。

<エスカレーター>

視覚障害者のエスカレーター利用にあたっては、位置や進入可否、行き先、上下方向の確認が困難となっている。従って、単独でエスカレーターを利用している視覚障害者の円滑な移動を図るためには、進入可能なエスカレーター（時間帯によって上下方向が変更されるエスカレーターや自動運転エスカレーターを含む）において、音声により、その位置と行き先及び上下方向が分かることが必要である。また、逆方向のエスカレーターへの誤進入を避けるため、進入不可能なエスカレーターにおいては、音声案内を行わないこととする。なお、注意喚起案内を行っているエスカレーターについては、案内のタイミングが重ならないよう配慮することが必要である。

エスカレーターの音声案内については、視覚障害者が環境認知に音源定位を活用していること踏まえ、乗り口を特定しやすいよう、乗り口に近い位置に音源を設置すべきである。また、音声案内を行う場合には、利用者と対面する通路方向に指向性を持たせることが有効となる。

視覚障害者におけるエスカレーター利用のニーズは高く、エスカレーターを使用できる環境を整備する必要があると考えられる。一方で、安全性への配慮が必須であり、視覚障害者誘導用ブロックの敷設に加え、音声案内などでエスカレーターの位置や行き先をよりわかりやすくする等の工夫が必要である。

<トイレ>

視覚障害者のトイレ利用においては、設置位置及び男女別の配置を把握することが困難となっている。このため、視覚障害者に対しては、トイレ出入口付近において、位置と男女別が分かる音声案内を行うことが必要である。案内方式としては、設置場所の空間特性に応じて、常時式、人感知式、などの音声案内装置によって実施する。

なお、男子用、女子用、多機能トイレが並列している場合等、視覚障害者誘導用ブロックの誘導箇所によっては、左右の男女トイレの位置を示す音声案内だけではわかりにくい状況も考えられるため、個々の空間状況に応じて、「多機能トイレ」も案内すれば、より利便性が高まる。また、多機能トイレは入口近くに配置されていると利用しやすい。

	<p><鉄軌道駅のプラットフォーム></p> <p>プラットフォームにおいては、視覚障害者に対して列車降車後に出口へ通ずる退出口の方向としての階段位置を知らせるため、階段位置を示す音響案内装置を設置することが必要である。</p> <p>ただし、複数ホームが並列している駅では、隣接ホームと自ホームとの音源位置の錯誤を防ぐ必要があり、また、音響案内を行うスピーカーの設置にあたっては、空間特性に応じて、音量、設置位置、ホーム長軸方向への狭指向性を十分に検討する必要がある。</p> <p>なお、視覚障害者のプラットフォーム上の歩行については、転落の危険性が高いため、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロック等による転落防止措置によって安全対策が示されている。</p> <p><地下駅の地上出入口></p> <p>地下駅の地上出入口については、街路、建物内に設置され、視覚障害者が入口を確認することが困難となっているため、その位置を知らせることが必要とされている。地上出入口部に視覚障害者誘導用ブロックを敷設することとともに、音響案内によって地上出入口の位置を知らせることも有効な案内となる。設置場所については、視覚障害者の利用する施設方面やバスとの乗り換え口など、利用状況を考慮し音響案内の優先度の高い場所とする。</p> <p>一方、地下駅の地上出入口における音響案内については、周囲への騒音となる可能性があり、道路管理者、周辺の建築物の管理者等との調整も必要となるため、音量制御などにより騒音への対応を図るなどの配慮が必要である。</p> <p>なお、地下駅の地上出入口と改札口が隣接する場合の音響案内については、音声案内を付加すること等により、区別できるようにすれば、より利便性が高まる。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ガイドライン	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容	
誘導案内の方法	<p>◎公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成する通路等には、視覚障害者誘導用ブロック（線状ブロック及び点状ブロックで構成）を敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けなければならない。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であって、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>※音声その他の方法とは、以下に示すような方法を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・音響音声案内装置：音響または音声で設備等の位置・方向や車両等の運行・運航案内を示すもの ・触知案内図等：点字や触知記号等で設備等の位置や方向を示すもの ・点字表示：点字で経路の行先や運賃等を示すもの
■視覚障害者誘導用ブロック	
●基本的事項	
線状ブロックの敷設経路	<p>◎公共用通路との出入口から改札口を経て乗降口に至る経路を構成する通路等に、線状ブロックを敷設する。</p> <p><u>○通路等が傾斜路のみで構成される場合には線状ブロックを敷設する。</u></p> <p>◎上記の経路上から、移動等円滑化のための主要な設備であるエレベーターの乗降ロビーに設ける操作盤、トイレの出入口、乗車券等販売所（券売機を含む）及び</p>

<p>線状ブロックの敷設経路</p>	<p>触知案内図等（音によるものを除く）へ分岐する経路上にも線状ブロックを敷設する。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であって、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>○上記分岐する経路では、往経路と復経路を別としない。</p> <p>○線状ブロックは、構造上やむを得ない場合等を除き、旅客の動線と交錯しないよう配慮し、安全で、できるだけ曲がりの少ないシンプルな道すじに連続的に敷設する。</p> <p>○視覚障害者の移動の際に屈曲経路が続くことにより進行方向を錯誤しないよう、短い距離にL字形、クランクによる屈曲部が連続的に配置されないよう配慮する。</p> <p>◇他社線旅客施設、公共用通路等と連続した誘導経路となるよう、誘導動線、形状、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）などを統一的連続的に敷設することが望ましい。</p> <p>○線状ブロックの敷設は、安全でシンプルな道すじを明示することを優先するとともに、一般動線に沿うことに考慮しつつ可能な限り最短経路により敷設する。また歩行できるスペースが確保できるよう、可能な限り壁面、柱や床置きの手すり等から適度に離れた道すじに敷設する。</p>
<p>点状ブロックの敷設位置</p>	<p>◎点状ブロックは、視覚障害者の継続的な移動に警告を発すべき箇所である階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路の、それぞれの位置に敷設する。</p> <p>○点状ブロックは、上記のほか、視覚障害者の継続的な移動に警告を発すべき箇所である出入口（戸がある場合）、触知案内図等の前、券売機その他の乗車券等販売所の前、エレベーターの前、待合所・案内所の出入口（戸がある場合）、ホームドア、可動式ホーム柵（<u>昇降式を除く</u>）及び固定式ホーム柵の開口部、ホームの縁端付近及び線状ブロックの分岐位置・屈曲位置・停止位置の、それぞれの位置に敷設する。</p> <p>○ホーム縁端を警告する点状ブロックには、ホームの内方を表示する線状突起（以下、「内方線」という。）を1本追加する（詳細な敷設位置等については、参考2-2-19、3-1-3を参照）。</p>
<p>形状</p>	<p>◎形状については、JIS T9251に合わせたものとする。</p> <p>○敷設に当たっては、JIS T9251に規定された突起高さを確保し、確実に検知できるように施工する。</p> <p>○プラットホーム縁端警告用内方表示ブロック（点状ブロックと1本の内方線を1組としたものの呼称。以下、「ホーム縁端警告ブロック」という。）の形状については、以下の通りとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・点状突起の形状および配置はJIS T9251に準じる。 ・内方線の形状はJIS T9251の線状ブロックの線状突起に準じる。 ・内方線と点状突起との中心間隔は原則として9cm程度とする。 <p>◇JISに相当していないブロックの部分補修を行う場合は、近接したブロックをJISに合わせたブロックに交換することが望ましい。</p>
<p>色彩</p>	<p>○黄色を原則とする。ただし周辺の床材との対比を考慮して、色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）が十分に確保できず、かつ安全で連続的な道すじを明示できない場合はこの限りでない。</p>

材質	○十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性、耐磨耗性に優れたものとする。
●敷設方法の詳細	
公共用通路との境界	◇公共用通路との境界は、旅客施設内外が連続するように敷設し、色彩や形状の統一に配慮することが望ましい。
改札口	○改札口への線状ブロックの敷設経路は、有人改札口がある場合は有人改札へ誘導する。
券売機	○券売機その他の乗車券等販売所への線状ブロックの敷設経路は、点字運賃表及び点字表示のある券売機の位置とする。この場合、改札口への線状ブロックの敷設経路からできる限り簡単で短距離となるように分岐する。 ○線状ブロックで誘導される券売機その他の乗車券等販売所の前に敷設する点状ブロックの位置は、券売機の手前 30cm 程度の箇所とする。 ◇上記の券売機その他の乗車券等販売所は、改札口に近い券売機その他の乗車券販売所とすることが望ましい。
階段	○階段への線状ブロックの敷設経路は、手を伸ばせば手すりに触れられる程度の距離を離れた位置とする。 ○階段の上端及び下端に近接する通路等に敷設する点状ブロックの位置は、階段の始末端部から 30cm 程度離れた箇所に 60cm 程度の奥行きで 全幅にわたって敷設する。 ○踊り場の長さが 300cm を超える場合、踊り場の開始部分及び終了部分において、階段の段から 30cm 程度離れた箇所に奥行き 60cm 程度の点状ブロックを敷設する。 ○階段の方向が 180 度折り返しているなど、方向が変わる踊り場では、踊り場の開始部分及び終了部分において、階段の段から 30cm 程度離れた箇所に奥行き 60cm 程度の点状ブロックを敷設する。なお、屈曲部から階段始点までの距離が短く、点状ブロック同士が干渉して判別困難になる場合は、危険を生じないよう敷設方法に配慮する。
エレベーター	○エレベーターへの線状ブロックの敷設経路は、点字表示のある乗降ロビー側操作盤の位置とする。 ○エレベーター前に敷設する点状ブロックの位置は、点字表示のある乗降ロビー側操作盤から 30cm 程度離れた箇所とする。
エスカレーター	○エスカレーター前には、エスカレーター始末端部の点検蓋に接する箇所に奥行き 60cm 程度の点状ブロックを全幅にわたって敷設する。 <u>○エスカレーターに誘導する視覚障害者誘導用ブロックを敷設する場合は以下の条件を満たすこととする。</u> <u>(条件)</u> ・ <u>乗り口方向のみに敷設する。</u> ・ <u>時間帯により進行方向が変更しないエスカレーターのみに敷設をする。</u> ・ <u>乗り口方向には進行方向を示す音声案内を設置する。</u> <u>※ただし、通勤時間帯などの混雑時にエスカレーターでホームへ誘導することが危険である恐れがある場合、事業者の判断により、改札からホームへ進行するエスカレーターにはエスカレーターへ誘導する視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないこととする。</u>
傾斜路	○傾斜路の始末端部から 30cm 程度離れた箇所に奥行き 60cm 程度の点状ブロックを敷設する。

傾斜路	<p>○傾斜路の方向が 180 度折り返しているなど、方向が変わる踊り場では、踊り場の開始部分及び終了部分において、傾斜路の始末端部から 30cm 程度離れた箇所に奥行き 60cm 程度の点状ブロックを敷設する。</p> <p><u>○通路等が傾斜路のみで構成される場合には線状ブロックを敷設する。</u></p>
トイレ	<p>○トイレへの線状ブロックの敷設経路は、トイレ出入口の壁面にある触知案内図等の位置とする。</p> <p>○トイレの触知案内図等の前に敷設する点状ブロックの位置は、触知案内図等から 30cm 程度離れた箇所とする。</p>
触知案内図等	<p>○触知案内図等への線状ブロックの敷設経路は、出入口付近又は改札口付近に設置した案内図の正面の位置とする。</p> <p>○触知案内図等の前に敷設する点状ブロックの位置は、案内図前端から 30cm 程度離れた箇所とする。</p>

*：移動等円滑化基準では「色の明度、色相又は彩度の差」であるが、コントラスト（誘導ブロック等の視認性を得るための周囲との見やすさの対比）確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

■ 音声・音響案内	
<p>◎車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を音声により提供するための設備を設けなければならない。</p> <p>○音声・音響案内を提供する場合、スピーカーを主要な移動経路に向けて流す。また、スピーカーから流す案内の音量は、その移動経路の適切な地点から確認して、周囲の暗騒音と比較して十分聞き取りやすい大きさとする。</p> <p>※「高齢者・障害者配慮設計指針－公共空間に設置する移動支援用音案内」は2013年度にJIS化される予定。</p>	
<p>車両等の運行に関する案内</p> <p>○車両等の発車番線、発車時刻、行先、経路、到着、通過等のアナウンスは、聞き取りやすい音量、音質、速さで繰り返す等して放送する。</p> <p>○同一のプラットホーム上では異なる音声等で番線の違いがわかるようにする。</p>	
<p>触知案内 図等</p>	<p>音声案内装置</p> <p>「②視覚障害者誘導案内用設備 ■触知案内図等及び点字表示」（136ページ）参照</p> <p>音響案内装置</p>
<p>鉄軌道駅の改札口</p> <p>○改札口の位置を知らせるための音響案内装置を設置する。ただし、乗換専用改札口はこの限りではない。</p> <p>○有人改札口が併設されている場合には、有人改札口に上記音響案内装置を設置する。</p>	
<p>鉄軌道駅の窓口</p> <p><u>◇必要に応じて磁気誘導ループ等を設置することが望ましい。</u></p>	
<p>エスカレーター</p> <p>◎エスカレーターの行き先及び上下方向を知らせる音声案内装置を設置する。</p> <p>○なお、音声案内装置の設置にあたっては、進入可能なエスカレーターの乗り口端部に設置し、周囲の暗騒音と比較して十分聞き取りやすい音量、音質とすることに留意し、音源を乗り口に近く、利用者の動線に向かって設置する。</p> <p><u>※JIS T0902「高齢者・障害者配慮設計指針－公共空間に設置する移動支援用音案内」も参照のこととする。</u></p>	
<p>トイレ</p> <p>○視覚障害者誘導用ブロックによって誘導されたトイレ出入口付近壁面において、男女別を知らせる音声案内装置を設置する。</p> <p><u>◇短い時間で簡潔に情報提供することに配慮することが望ましい。</u></p>	
<p>鉄軌道駅のプラットホーム上の階段</p> <p>○ホーム上にある出口へ通ずる階段位置を知らせるため、階段始端部の上部に音響案内装置を設置する。ただし、ホーム隙間警告音、列車接近の警告音などとの混同、隣接ホームの音源位置との錯誤によって危険が避けられない場合は、この限りではない。</p> <p>○音響案内を行うスピーカーの設置にあたっては、空間特性・周辺騒音に応じて、設置位置、音質、音量、ホーム長軸方向への狭指向性等を十分に配慮し設置する。</p>	
<p>地下駅の地上出入口</p> <p>◇地下駅の<u>移動等円滑化された経路</u>の地上出入口において、その位置を知らせる音響案内装置を設置することが望ましい。その際、設置場所及び音量等については、駅の立地特性、周辺状況を踏まえる必要がある。なお、出入口が階段始端部となる場合には、階段区間への設置を避け、階段始端の平坦部の上部に設置する。</p>	
<p>音響計画</p> <p>◇指向性スピーカー等の活用により、音声・音響案内の干渉・錯綜を避け、<u>必要な情報が把握しやすくなるよう</u>音響計画を実施することが望ましい。</p>	

■ 触知案内図等及び点字表示	
触知案内図等	<p>◎公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けなければならない。</p> <p>○出入口付近又は改札口付近（出入口と改札口が離れている場合）に、それぞれの箇所の移動方向にある主要な設備等の位置や方向を示す音声・音響案内がない場合は、触知案内図等により案内する。</p> <p>◇乗り換えのある旅客施設では、乗り換え経路が他の経路と分岐する位置にも触知案内図等を設置することが望ましい。</p> <p>○トイレ出入口付近の視覚障害者が分かりやすい位置に、男女別及び構造を点字等で表示する。</p> <p>○触知案内図等において、点字により表示する場合の表示方法は JIS T0921 にあわせたものとし、触知案内図により表示する場合の表示方法は JIS T0922 にあわせたものとする。視覚障害者用と晴眼者用ではわかりやすい案内図の表現が異なるため、これを晴眼者用と兼用として設けることは適当ではないが、何が書かれているのか晴眼者が理解できるよう、JIS T0921 あるいは JIS T0922 にあわせて文字も併記する。</p>
音声案内装置	<p>◇触知案内図等に、スピーカーを内蔵し押しボタンによって作動する音声案内装置を設置することが望ましい。</p> <p>◇この装置を設置する場合、対面して操作する利用者の「前、後、左、右」などわかりやすい言葉を用いて、簡単明瞭に施設等の方向を指示することが望ましい。</p>
音響案内装置	<p>◇触知案内図等の位置を知らせるよう音響案内装置を設置することが望ましい。この場合、改札口、プラットホーム上の階段、地下駅地上出入口における音響案内とは異なるものを採用するものとする。</p>
手すりの点字表示	<p>◎視覚障害者のために、手すりに階段の通ずる場所を点字で表示する。</p> <p>○上記の点字による表示方法は JIS T0921 にあわせたものとする。</p> <p>○その他の視覚障害者を誘導する通路や傾斜路の手すり端部にも、当該通路や傾斜路の通ずる場所を点字で表示する。</p> <p>○手すりの点字表示は、はがれにくいものとする。</p> <p>○上記手すりには、点字内容を文字で併記する。</p>
点字運賃表	<p>○線状ブロックで誘導した券売機付近には、点字運賃表を設置する。点字による表示方法は JIS T0921 にあわせたものとする。</p> <p>○点字運賃表の駅名の表示順序は 50 音順とすることを原則とし、見出しを設ける。</p> <p>◇点字運賃表は、可能な限り大きな文字でその内容を示すこと等によりロービジョン者が容易に運賃を把握できるようにすることが望ましい。</p> <p>◇点字の上に文字が重ならないように配置することが望ましい。</p>
券売機の点字表示	<p>○線状ブロックで誘導した券売機には、運賃等の主要なボタンに点字を併記する。点字による表示方法は JIS T0921 にあわせたものとする。</p> <p>◇上記券売機には、操作可能なすべてのボタン、投入・取出口を示す点字を併記することが望ましい。</p>

券売機の点字表示	<p>○点字の表示位置については、JIS T0921（縦方向に並ぶ操作ボタンの場合はその左側、横方向に並ぶボタンはその上側（スペース上やむを得ない場合は除く。))にあわせたものとする。</p> <p>◇線状ブロックで誘導しない券売機についても、上記同様に点字を併記することが望ましい。</p> <p>◇複数社の乗り入れ区間では、乗り換えボタンなどにも点字を併記することが望ましい。</p> <p>○点字は、はがれにくいものとする。</p>
----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

③緊急時の案内用設備

考え方	緊急時に高齢者、障害者等が円滑に移動及び避難等ができるよう、消防関係法令や各都道府県等の条例に基づいて施設等の整備を行う。
-----	---------------------------------------------------------------

<p style="text-align: center;">ガイドライン</p> <p style="text-align: center;">◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容</p>	
誘導標識	◇停電時などを考慮して、主要通路に蓄光式誘導標識を敷設する。（JIS Z9095 参照）ただし、消防法その他の法令の規定により停電時などを考慮した誘導案内方法が整備されている場合はこの限りでない。
緊急時の案内設備	<p>◇視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、緊急事態の情報を音声・文字表示によって提供できる設備を備えることが望ましい。</p> <p>・災害等の非常時の情報提供については、「光警報装置の設置に係るガイドライン」及び「外国人来訪者等が利用する施設における災害情報の伝達・避難誘導に関するガイドライン」を参考とすること。</p>

3. 施設・設備に関するガイドライン

①トイレ

考え方	<p>トイレは利用しやすい場所に配置し、すべての利用者がアクセスしやすい構造とする。</p> <p>多機能トイレ（公共交通移動等円滑化基準第 13 条第 2 項に適合するトイレ）は、高齢者、障害者、乳幼児を連れた者等が利用しやすい場所（トイレの入口近くに設置されていると利用しやすい）に設置する。また、車椅子使用者が円滑に利用できるものとする。また、障害部位により使用方法も異なることから、手すり等も右利き用、左利き用に対応したものを設置することが望ましい。車椅子使用者にとって、便座の高さが合わない場合や、フットサポートが便器にあたり近くに寄れない場合もあることから、便器の形状について配慮が必要である。</p> <p>また、一般トイレと同様であるが、利用者がすべらないよう、清掃後の水はけを良くする配慮が必要である。特に、車椅子使用者は、段差があれば利用が困難となることから、アプローチにおける段差の解消が必要である。戸は電動式引き戸又は軽い力で操作できる手動式引き戸が望ましく、非常時には外部から解錠できることが必要である。非常用通報装置の位置については、転倒時を考慮しつつ、実際に手の届く範囲に設置する必要がある。</p> <p>また、オストメイト（人工肛門、人工膀胱造設者）はパウチを洗ったり便の漏れを処理したりすることが必要となる場合がある。多機能トイレの普及により障害者等の社会参加が促進される一方で、1 つのトイレにおいて複数の多機能トイレを設置することは困難であるという問題がある。また、ユニバーサルデザインの思想が浸透するに伴い、多機能トイレはあるが使う人がいっぱい使えない等、多くの障害者等が多機能トイレを必要とするものの絶対数が不足している等の問題も生じている。そのような課題に対応するため、一般トイレにおいても、多機能トイレを設置した上で簡易型多機能便房の設置を推奨する。簡易型多機能便房はスペースの関係から設置が容易であり、既存の大便器の便房を改造することにより設置できる等の利点があるため、設置数を増やして絶対数の不足に対応するという意味で有効である。</p>
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

（トイレ全般）

ガイドライン	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容	
配置	<p>◎便所を設ける場合、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所には、<u>以下の要件を満たす便房をそれぞれ 1 以上設置する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>車椅子使用者が円滑に利用でき、その旨を表示していること。</u> ・<u>オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具が設けられ、その旨を表示していること。</u> <p>○<u>男女共用便房を 1 以上設置する。</u></p> <p>○男女別に設置する場合、異性介助の際に入りやすい位置（一般トイレ出入口付近等）に設置する。</p> <p>○多機能トイレの利用状況を見極め、必要に応じて、男子用トイレ、女子用トイレのそれぞれに 1 以上の、乳幼児連れ、車椅子使用者、オストメイトに配慮した簡易型多機能便房を設置する。</p> <p>◇多機能トイレや簡易型多機能便房の整備のほか、更なる機能分散を図る観点から、ベビーチェアやオストメイト設備などの簡易型機能を備えた一般便房を設置することが望ましい。</p>

配置	<p><u>◇乳幼児連れに配慮した便房等の、個別機能を備えた便房を男女別にそれぞれ1以上設置することが望ましい。</u></p> <p>○複数の方面から移動等円滑化された経路が確保されている場合は、多機能トイレの利用状況を見極め、必要に応じて、移動等円滑化された経路の方面ごとに、高齢者、障害者等が利用しやすい場所に多機能トイレを男女別にそれぞれ1以上設置する。男女別に設置する場合でも、異性介助の際に入りやすい位置（一般トイレ入口付近等）に設置する。また、男女別に設置することが難しい場合は、男女共用のものを1以上設置する。</p> <p><u>◇便房内には、介助者の同伴に配慮し、カーテンなどを設置することが望ましい。</u></p> <p>◇男女共用の多機能トイレを2か所以上設置する場合は、右まひ、左まひの車椅子使用者等の便器への移乗を考慮したものとすることが望ましい。</p>
案内表示	<p>◎男女別及び構造を、便所の出入口付近の視覚障害者がわかりやすい位置に、音、点字その他の方法により示す。</p> <p>○視覚障害者誘導用ブロックは、壁面等に設置した触知案内図等の正面に誘導するよう敷設する。</p> <p>○触知案内図等において、点字により表示する場合の表示方法は JIS T0921 にあわせたものとし、触知案内図により表示する場合の表示方法は JIS T0922 にあわせたものとする。</p> <p>○触知案内図等は、床から中心までの高さが 140cm から 150cm となるよう設置する。</p> <p>○一般便所内に簡易型多機能便房、おむつ交換シート、ベビーチェアなどがある場合には、その旨がわかるように入出口付近において案内表示を行う。また、上記の設備がある便房の外側扉にも、便房内にある設備が便房の外からわかるよう案内表示を行う。</p>
音声案内	<p>○視覚障害者誘導用ブロックによって誘導された便所出入口付近壁面において、男女別を知らせる音声案内装置を設置する。 (設置の考え方、具体的な音声案内例は参考 2-2-25 を参照)</p> <p><u>◇短い時間で簡潔に情報提供することに配慮することが望ましい。</u></p>
<u>その他の情報提供</u>	<p><u>◇トイレの個室の大きさや備えている機能について、ホームページで情報を提供することが望ましい。</u></p>
小便器	<p>◎便所内に、男子用小便器を設けている場合、杖使用者等の肢体不自由者等が立位を保持できるように配慮した手すりを設置した床置き又はリップ高さ 35cm 以下の低リップの壁掛式小便器を1以上設置する。</p> <p>◇上記小便器は、入口に最も近い位置に設置することが望ましい。</p> <p>○小便器の便器洗浄については、自動センサー式など操作を必要としないものとする。</p> <p>◇小便器の脇には杖や傘などを立てかけるくぼみやフック等を設け、小便器正面等に手荷物棚を設置することが望ましい。</p>
大便器	<p>◎便所内に腰掛式便器を1以上設置した上、その便房の便器周辺には手すりを設置するなど高齢者・障害者等の利用に配慮したものとする。</p>

<p>大便器</p>	<p>◇腰掛式便器を設置する場合、必要に応じ腰掛式便器を設置するすべての便房を、便器周辺に手すりを設置するなど高齢者、障害者等の利用に配慮することが望ましい。</p> <p>◇和式便器を設置する場合には、和式便器の周囲の壁に手すりを設置するなど、高齢者・障害者等の利用に配慮したものとすることが望ましい。</p> <p>◇便房内には、杖や傘などを立てかけられるフック等、手荷物を置く棚等を設置することが望ましい。</p> <p>◇ロービジョン、色覚異常の利用者等に配慮し、戸には確認しやすい大きさ、色（参考 2-5 参照）により使用可否を表示することが望ましい。また、色だけでなく「空き」、「使用中」等の文字による表示も併記することが望ましい。</p> <p>◇便房の戸の握り手は、高齢者、障害者等が操作しやすい形状とすることが望ましい。</p> <p>◇便房の戸は引き戸式又は折戸式とし、便房内の空間に余裕を作ることが望ましい。</p>
<p>オストメイト利用者 への対応</p>	<p><u>◎オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具が設けられ、その旨を表示していること。</u></p> <p><u>○上記の洗浄装置の 1 以上は、パウチの洗浄や利用者がペーパー等で腹部を拭く場合を考慮し、温水が出る汚物流しを設置する。</u></p> <p><u>○汚物流しの洗浄装置を設置する場合には、洗浄装置付近に、パウチなどのものを置けるスペースを設置する。</u></p> <p><u>◇オストメイトのパウチ等の洗浄ができる水洗器具を複数設置する場合は、車椅子使用者が円滑に利用できる便房に設けた上で、他の便房にも設けることが望ましい。</u></p> <p><u>◇オストメイト簡易型水洗設備（腰掛便座の背もたれに水洗をつけたもの等）を設置する場合は、当該設備では利用が難しい人がいることを踏まえ、専用の汚物流しを設置したものと区別できるような表示を便房の扉に設置することが望ましい。</u></p>
<p>洗面器</p>	<p>○洗面器は、もたれかかった時に耐えうる強固なものとするか、又は、手すりを設けたものを 1 以上設置する。</p> <p>◇子供等の利用に配慮し、高さ 55cm 程度のものも設けることが望ましい。</p>
<p>乳児用設備</p>	<p>○乳^幼児連れの人々の利用を考慮し、トイレ内（男女別を設けるときはそれぞれ）に 1 以上、大使用の便房内にベビーチェアを設置する。当該便房の戸には、ベビーチェアが設置されている旨の表示を行う。</p> <p>◇スペースに余裕がある場合には、ベビーチェアを複数の便房に設置し、洗面所付近にも設置することが望ましい。</p> <p>◇おむつ交換シートとあわせて荷物台やおむつ用のゴミ箱を設置する場合は、おむつ交換シートの近くに設置することが望ましい。</p>
<p>床面の仕上げ</p>	<p>◎滑りにくい仕上げとする。</p> <p>◇排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障害者や肢体不自由者等にとって危険にならないように、配置を考慮することが望ましい。</p> <p>○床面は、高齢者、障害者等の通行の支障となる段を設けないようにする。</p>
<p>呼び出しボタン （通報装置）</p>	<p>◇便器に腰掛けた状態、車椅子から便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからも操作できるように呼び出しボタンを設置することが望ましい。この場合、音、光等で押したことが確認できる機能を付与する。</p>

<p>器具等の 形状・色・配置</p>	<p>○視覚障害者や肢体不自由な人等の使用に配慮し、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの形状、色、配置については JIS S0026 にあわせたものとする。</p>
<p>簡易型多機能便房</p>	<p>○簡易型多機能便房は、小型の手動車椅子（全長約 85cm、全幅約 60cm を想定）で利用可能なスペースを確保する（正面から入る場合は有効奥行き 190cm 以上、有効幅 90cm 以上のスペースと有効幅 80cm 以上の出入口の確保、側面から入る場合は有効奥行き 220cm 以上、有効幅 90cm 以上のスペースと有効幅 90cm 以上の出入口の確保が必要）。</p> <p>◇新設の場合等でスペースが十分取れる場合は、標準型の手動車椅子（全長約 120cm、全幅約 70cm を想定）で利用が可能なスペースを確保することが望ましい（正面から入る場合は上記と同様であるが、側面から入る場合は奥行き 220cm 以上×幅 120cm 以上のスペースと幅 90cm 以上の出入口の確保が必要）。また、簡易型多機能便房に通ずるトイレ内通路には車椅子の転回スペースを確保することが望ましい。</p> <p>◇ドアの握り手は、引き戸の場合ドア内側の左右両側に設置することが望ましい。開き戸の場合、握り手は高齢者、障害者等が操作しやすい形状とすることが望ましい。</p> <p>○簡易型多機能便房には、腰掛式便器を設置する。便器の形状は、車椅子のフットサポートがあたることで使用時の障害になりにくいものとする。</p> <p>◇便器に背もたれを設置することが望ましい。</p> <p>○便器の周辺には、手すりを設置するとともに、便器に腰掛けたままの状態と車椅子から便器に移乗しない状態の双方から操作できるように便器洗浄ボタン、呼出しボタン及び汚物入れを設置する。便器洗浄ボタンは、手かざしセンサー式だけの設置を避け、操作しやすい押しボタン式、靴べら式などとする。洗面台の水栓は手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタン、手動式レバーハンドル等を併設する。</p> <p>○視覚障害者や肢体不自由者等の使用に配慮し、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの形状、色、配置については JIS S0026 にあわせたものとする。</p> <p>◇便器に腰掛けた状態と車椅子から便器に移乗しない状態の双方から使用できるように紙巻器を設置することが望ましい。</p> <p>○荷物を掛けることのできるフックを設置する。このフックは、立位者、車椅子使用者の顔面に危険のない形状、位置とするとともに、1 以上は車椅子に座った状態で使用できるものとする。</p> <p>○便房の床、出入口には段を設けない。</p> <p>◇状況に応じ、乳幼児連れ利用者が、本人の排せつだけでなく、乳幼児のおむつ交換や排せつ対応等が可能なスペース、及びベビーチェア、おむつ交換シート等の乳幼児用設備を備えた便房とすることが望ましい。</p> <p>◇トイレの個室の大きさや備えている機能について、ホームページで情報を提供することが望ましい。</p>
<p>緊急時通報</p>	<p>◇視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備（フラッシュライト等）を備えることが望ましい。</p> <p>◇フラッシュライト等を設置する場合には、便房内の扉等にフラッシュライトの点滅が緊急事態を表す旨を表示することが望ましい。</p>

緊急時通報	◇フラッシュライト等は、便房の扉を閉じた状態で、すべての便房内からその点滅が十分識別できる位置に設置することが望ましい。
-------	--------------------------------------------------------------

(車椅子使用者便房)

ガイドライン	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容	
案内表示	◎高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所又は便房の出入口付近には、障害者、オストメイト、高齢者、妊産婦、乳幼児を連れた者等の使用に配慮した多機能トイレである旨を表示する。
音声案内	◇便房内の設備の配置がわかるように、音声案内を設けることが望ましい。
出入口	◎高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所又は便房の出入口は、段がないようにする。ただし、傾斜路を設ける場合は、この限りでない。 また、多機能トイレの位置が容易にわかるように触知案内図等を設置する。 ○点字により表示する場合の表示方法は JIS T0921 にあわせたものとし、触知案内図により表示する場合の表示方法は JIS T0922 にあわせたものとする。 ◎高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所又は便房の出入口の有効幅は、80cm 以上とする。
戸	◎有効幅 80cm 以上とする。 ◇有効幅 90cm 以上とすることが望ましい。 ◎高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造の戸とする。 ○電動式引き戸又は軽い力で操作のできる手動式引き戸とする。手動式の場合は、自動的に戻らないタイプとし、握り手は棒状ハンドル式のものとする。 ◇握り手はドア内側の左右両側に設置することが望ましい。 ○握り手、鍵その他の付属物の設置にあたっては、車椅子使用者の行動空間、アクセスに配慮する。 ◇出入口の戸から 70cm の範囲には、壁に付属物を設置しないことが望ましい。 ○防犯上・管理上の理由等からやむを得ず常時施錠が必要となる場合には、ドア近くにインターホン等を設置し、駅係員等が速やかに解錠できるものとする。 ○車椅子使用者や指の動きが不自由な人でも容易に施錠できる構造、高さ(60cm～70cm 程度)のものとし、非常時に外から解錠できるようにする。
戸の開閉盤 (開閉スイッチ)	○戸の開閉盤(開閉スイッチ)は、電動式の戸の場合、車椅子使用者が中に入りきってから操作できるよう配慮する。 ◇戸の開閉盤は、戸から 70cm 以上離して設置し、その設置高さは 100cm 程度とすることが望ましい。 ○電動式の戸の場合、手かざしセンサー式だけの設置は避け、操作しやすい押しボタン式とする。手かざしセンサー式が使いにくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタンを併設する。 ○使用中である旨を表示する装置を設置する。
大きさ	◎車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。 ○手動車椅子で方向転換が可能なスペースを確保する(標準的には 200cm 以上×200cm 以上のスペースが必要)。

<p>大きさ</p>	<p><u>◇大型ベッドを設置する際には、介助者の動きを考慮し、十分なスペースを確保することが望ましい。</u></p> <p>○新設の場合等、スペースが十分取れる場合は、電動車椅子で方向転換が可能なスペースを確保する（標準的には 220cm 以上×220cm 以上のスペースが必要。）。</p> <p><u>◇電動車いすで方向転換が可能なスペース（220cm 以上×220cm 以上）を有する場合、便器横の移乗スペースを 75cm 以上確保することが望ましい。</u></p>
<p>便器</p>	<p><u>◎便器は腰掛式とする。</u></p> <p>○便器の形状は、車椅子のフットサポートがあたることで使用時の障害になりにくいものとする。</p> <p>○便座には便蓋を設けず、背後に背もたれを設ける。</p> <p>○便座の高さは 40～45cm とする。</p> <p>○便器に逆向きに座る場合も考慮して、その妨げになる器具等がないように配慮する。</p>
<p>手すり</p>	<p>◎高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房には、手すりを設置する。取り付けは堅固とし、腐触しにくい素材で、握りやすいものとする。</p> <p>○壁と手すりの間隔は 5cm 以上の間隔とする。</p> <p>○手すりは便器に沿った壁面側は L 字形に設置する。もう一方は、車椅子を便器と平行に寄り付けて移乗する場合等を考慮し、十分な強度を持った可動式とする。可動式手すりの長さは、移乗の際に握りやすく、かつアプローチの邪魔にならないように、便器先端と同程度とする。手すりの高さは 65～70cm 程度とし、左右の間隔は 70～75cm とする。</p>
<p>付属器具</p>	<p>◎高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。</p> <p>○多機能トイレ内のすべての付属器具の設置にあたっては、車椅子の行動空間に配慮し、ドアの開閉動作等の支障とならないよう、配置に留意する。</p> <p>○便器洗浄ボタンは、便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車椅子から便器に移乗しない状態の双方から操作できるように設置する。手かざしセンサー式だけの設置は避け、操作しやすい押しボタン式、靴べら式などとする。手かざしセンサーが使いにくい人もいることから、手かざしセンサー式とする場合には押しボタン、手動式レバーハンドル等を併設する。</p> <p>◇小型手洗い器を便座に腰掛けたままで使用できる位置に設置することが望ましく、蛇口は操作が容易なセンサー式、押しボタン式などとする。</p> <p>○紙巻器は片手で紙が切れるものとし、便器に腰掛けたままの状態と、便器の回りで車椅子から便器に移乗しない状態の双方から使用できるように設置する。</p> <p>○荷物を掛けることのできるフックを設置する。このフックは、立位者、車椅子使用者の顔面に危険のない形状、位置とするとともに、1 以上は車椅子に座った状態で使用できるものとする。</p> <p>○手荷物を置ける棚などのスペースを設置する。</p>
<p>洗面器</p>	<p>○車椅子から便器へ前方、側方から移乗する際に支障とならない位置、形状のものとする。</p> <p>○車椅子での使用に配慮し、洗面器の下に床上 60cm 以上の高さを確保し、洗面器上面の標準的高さを 80cm 以下とする。よりかかる場合を考慮し、十分な取付強度を持たせる。</p>

洗面器	<p>○蛇口は、上肢不自由者のためにもセンサー式、レバー式などとする。</p> <p>○鏡は車椅子でも立位でも使用できるよう、低い位置から設置され十分な長さを持った平面鏡とする。</p> <p><u>◇洗面台周りに石鹸容器やハンドドライヤー等を設置する場合には、仕上がり床面から 80cm～100cm 程度の操作可能な高さで、洗面台中央から 75cm 程度の範囲に設置することが望ましい。</u></p>
汚物入れ	<p>○汚物入れはパウチ、おむつも捨てることを考慮した大きさのものを設置する。</p> <p>◇汚物入れは、おむつ交換シートやオストメイト用の水洗装置から手の届く場所に設置するのが望ましい。</p>
鏡	<p>◇洗面器前面の鏡とは別に、全身の映る姿見を設置することが望ましい。</p>
おむつ交換シート	<p>○乳^幼児のおむつ替え用に乳児用おむつ交換シートを設置する。ただし、一般トイレに男女別に設置してある場合はこの限りではない。</p> <p><u>◇おむつ交換シートが設置されている場合、床面高さ 70cm 程度とする。また、正面開きタイプでは、幅 80cm 程度、奥行 75 cm 程度、側面開きタイプでは、幅 70cm 程度、奥行 60cm 程度とする。</u></p> <p>◇重度障害者のおむつ替え用等に、折りたたみ式または収納式のおむつ交換シートを設置することが望ましい。その場合、畳み忘れであっても、車椅子での出入りが可能となるよう、車椅子に乗ったままでも畳める構造、位置とする。</p>
床の表面	<p>◎滑りにくい仕上げとする。</p> <p>◇排水溝などを設ける必要がある場合には、視覚障害者や肢体不自由者等にとって危険にならないように、配置を考慮する。</p> <p>○床面は、高齢者、障害者等の通行の支障となる段を設けないようにする。</p>
呼出しボタン (通報装置)	<p>○呼出しボタンは、便器に腰掛けた状態、車椅子から便器に移乗しない状態、床に転倒した状態のいずれからも操作できるように設置する。音、光等で押したことが確認できる機能を付与する。</p>
器具等の形状・色・ 配置	<p>○視覚障害者や肢体不自由な人等の使用に配慮し、紙巻器、便器洗浄ボタン、呼出しボタンの形状、色、配置については JIS S0026 にあわせたものとする。</p>
緊急時通報	<p><u>◇視覚障害者や聴覚障害者にも配慮し、緊急事態の情報を音声及び光によって提供できる設備（フラッシュライト等）を備えることが望ましい。</u></p> <p><u>◇フラッシュライト等を設置する場合には、便房内の扉等にフラッシュライトの点滅が緊急事態を表す旨を表示することが望ましい。</u></p>

②乗車券等販売所・待合所・案内所

考え方	出札・案内等のカウンターは、構造上、車椅子利用者にとって利用しにくいものもある。特に、カウンターの高さや、蹴込みについて、考慮する必要がある。カウンターの下部は、車椅子利用者のひざやフットサポートなどが当たらないよう配慮する。
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ガイドライン	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容（義務）、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容	
出入口	「第2部旅客施設共通ガイドライン 1. 移動経路に関するガイドライン ③乗車券販売所、待合所、案内所の出入口」(29 ページ) 参照
カウンター	<p>◎乗車券等販売所、待合所及び案内所にカウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子利用者の円滑な利用に適した構造のものとする。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。</p> <p>○カウンターの蹴込みの一部は高さ 60cm 程度以上、奥行き 40 cm 程度以上とする。</p> <p>○カウンターの一部は、車椅子利用者との対話に配慮して高さ 75cm 程度とする。</p> <p>○カウンターのついたてまでの奥行きは、車椅子利用者との対話に配慮して 30cm～40cm とする。</p>
視覚障害者の誘導	○カウンターの 1 か所に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。
聴覚障害者の案内	<p>◎乗車券等販売所、待合所及び案内所（勤務する者を置かないものを除く。）には、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を備える。</p> <p>◎この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通を図れるように配慮する。</p> <p>○手話での対応やメモなどの筆談用具を備え、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。</p> <p>○手話での対応が可能な場合は、その旨を当該乗車券販売所、又は案内所の見やすい場所に表示する。</p>
コミュニケーションボード	◇言葉（文字と話し言葉）による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103 に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーションボードを準備することが望ましい。

③券売機

考え方	<p>車椅子使用者等であっても利用しやすい高さに券売機を設置し、車椅子使用者が容易に券売機に接近できるように、蹴込みを設けるなどの配慮が必要である。</p> <p>操作性についても、タッチパネル式は視覚障害者が利用できないため、テンキーを設けるなどの配慮が必要である。</p>
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ガイドライン	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容	
◎1以上の券売機は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。	
高さ	<p>◎主要なボタン及び金銭投入口は、車椅子使用者が利用しやすい高さとする。</p> <p>○主要なボタンは、110cm程度の高さを中心に配置する。</p> <p>○金銭投入口の高さは、110cm以下とすること。なお、券売機の構造上やむを得ない場合はこの限りでない。</p>
金銭投入口	<p>○金銭投入口は、硬貨を複数枚同時に入れることができるものとする。</p> <p>◇金銭投入口・カード投入口等は、周囲と色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）のある縁取りなどにより識別しやすいものとするのが望ましい。</p>
蹴込み	<p>○車椅子使用者が容易に接近できるよう、カウンター下部に高さ60cm程度以上の蹴込みを設ける。</p> <p>○車椅子使用者が券売機を操作できるように、蹴込みの奥行きは40cm程度とする。</p>
呼出装置	<p>◇緊急時や故障時、問い合わせが必要な時に、駅係員に連絡できるよう、インターホン又は呼出ボタンを設けることが望ましい。</p> <p>◇高齢者、障害者等が使用しやすい構造とすることが望ましい。</p> <p>◇聴覚障害者等話し言葉によるコミュニケーションが困難な障害者の利用に配慮し、駅係員に連絡中である旨や駅係員が向かっている旨を表示する設備を設けることが望ましい。</p>
障害者割引ボタン	<p>◇障害者割引切符がある場合には、当該割引切符を示すボタンを配置することが望ましい。</p>
画面	<p>◇タッチパネル式の表示画面・操作画面及びボタン表示の配色については、参考2-2-5を参考とした色使い、色の組み合わせとし、色覚異常の人の利用に配慮することが望ましい。</p> <p>◇タッチパネル式の表示画面・操作画面の文字はゴシック体で、できる限り大きな表示とすることが望ましい。</p> <p>◇表示画面・操作画面は、外光・照明の反射により、見にくくならないよう配慮することが望ましい。</p>
点字表示	<p>「■触知案内図等及び点字表示 券売機の点字表示」（137ページ）参照</p>
ボタン	<p>◇主要な点字ボタンの料金表示は、周辺との色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）を大きくする等してロービジョン者の利用に配慮することが望ましい。</p>

点字運賃表	「■触知案内図等及び点字表示 点字運賃表」(136 ページ) 参照
テンキー	○タッチパネル式の場合は、点字表示付きのテンキーを設置する。 ○テンキーを設置した券売機には音声案内を設置する。 ◇機器メーカーと共同して統一化を図ることが望ましい。

*：移動等円滑化基準では「色の明度、色相又は彩度の差」であるが、コントラスト（誘導ブロック等の視認性を得るための周囲との見えやすさの対比）確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

④休憩等のための設備

考え方	大規模な旅客施設においては、長距離移動に配慮し、高齢者、障害者等が休憩するための設備を設置することが必要である。また、乳幼児連れの旅客のための施設を配置することが望ましい。
-----	----------------------------------------------------------------------------------------

ガイドライン	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容	
ベンチ等	◎高齢者・障害者等の長距離移動、長時間立位が困難であること、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさや服薬の影響等による疲れやすさ等に配慮し、旅客の移動を妨げないよう配慮しつつ休憩のためのベンチ等を1以上設ける。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。 ◇ベンチの形状は、巧緻な操作が困難である障害者等に配慮し、はね上げ式や折りたたみ式を避け、固定式とし、 <u>長距離の移動が困難となる利用者に配慮して適切な間隔で配置</u> することが望ましい。
待合室	○戸のある待合室を設ける場合には、その戸の有効幅を80cm以上とする。 ◇待合室を設ける場合には、車椅子使用者、ベビーカー使用者等の利用に配慮し、室内の動線の妨げにならない位置に130cm以上×75cm以上のスペースを設けることが望ましい。
水飲み台	○水飲み台を設ける場合は、旅客の移動を妨げないよう配慮する。 ○車椅子使用者が使いやすいよう、高さは70～80cmとする。壁付きの場合には、蹴込みの高さは60cm程度、奥行きは35～40cm程度とする。
授乳室等	◇授乳室やおむつ替えのできる場所を設け、ベビーベッドや給湯設備等を配置することが望ましい。

⑤その他の設備

考え方	<p>旅客施設においては、急病の際に安静をとるための施設を配置することが望ましい。</p> <p>公衆電話は、車椅子利用者にとっては金銭投入口やダイヤルの位置が高い場合には利用しにくく、また、視覚障害者や聴覚障害者、高齢者及び外国人にとっては電話機の利用が困難である。電話の設置や通信機器が利用できる環境整備については、通信事業者が行う事項であるが、電話置台、電話機種への配慮が必要となる。聴覚障害者にとっては、緊急時等において、携帯電話のメール機能・インターネット機能を利用した情報の取得や外部との連絡手段の確保が有効であることに配慮が必要である。</p>
-----	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ガイドライン		
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容		
救護室	◇急病人やけが人等が休むための救護室を設けることが望ましい。	
AED	○誰もが分かりやすく使いやすい位置に AED（自動体外式除細動器）を設置するとともに、使用方法をわかりやすく表示する。	
環境 明るさ	○旅客施設内の主要な施設内は、高齢者、障害者等が見やすいよう十分な明るさとする。	
電話	○電話機を設ける場合は、旅客の移動を妨げないように配慮する。	
	高さ	○電話機の 1 台以上について、電話台の高さを 70cm 程度とし、電話置台の台下の高さを 60cm 程度以上とする。
	ボタン等の高さ	○ダイヤルやボタンの高さは、90～100cm 程度とする。
	蹴込み	○蹴込みの奥行きは 45cm 以上確保する。
電話機	<p>◇少なくとも 1 台は音声増幅装置付電話機を設けることが望ましい。この場合、見やすい位置にその旨を表示する。</p> <p>◇外国人の利用の多い旅客施設には、英語表示の可能な電話を設置することが望ましい。</p> <p>○補聴器利用者などが電話を利用しやすいよう、公衆電話の周辺では電磁波が発生しないよう配慮する。</p>	
FAX・通信環境等	◇聴覚障害者が外部と連絡をとれるよう、自由に利用できる公衆 FAX を設置することや、携帯電話等が利用できる環境とすることが望ましい。	

第3部 個別の旅客施設に関するガイドライン

1. 鉄軌道駅

①鉄軌道駅の改札口

考え方	<p>車椅子使用者が、改札口を通過する場合、既設の幅では利用が困難な場合が多く、荷物等の搬入口など特別なルートしかない駅があるが、一般の旅客と同様に駅係員の対応などの制約がなく単独で改札口を利用できることが望ましい。また、改札機の自動化が進んでいるが高齢者や視覚障害者、妊産婦等にとって利用困難な場合があるため有人改札口を併設することが望ましい。</p> <p>改札口は、視覚障害者が鉄軌道を利用する際の起終点となる場所であるとともに、駅員とコミュニケーションを図り、人的サポートを求めることのできる場所でもあることに配慮し、その位置を知らせる音響案内を設置する。</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ガイドライン		
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容		
拡幅改札口	<p>◎移動等円滑化された経路に改札口を設ける場合、有効幅 80cm 以上の拡幅改札口を 1 か所以上設置する。</p> <p>◇車椅子使用者の動作の余裕を見込み、有効幅 90cm 以上とすることが望ましい。</p> <p>◇入出場双方向から利用する拡幅改札口の場合は、その内外に車椅子使用者同士がすれ違うことができるスペースを設けることが望ましい。</p> <p>◇有人改札口ではない自動改札機にある改札口に設けることが望ましい。その際、当該改札口は、車椅子使用者の問い合わせ等がある場合に対応できるよう有人改札から視認できる位置とする。</p> <p>◇有人改札口を拡幅改札口とする場合には、さらに自動改札機のある改札口のうち 1 か所以上を拡幅改札口とすることが望ましい。</p>	
有人改札口	視覚障害者の誘導	○視覚障害者誘導用ブロックは、有人改札口を経由して敷設する。
	聴覚障害者の案内	<p>○手話での対応やメモなどの筆談用具を備え、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。</p> <p>○この場合、当該筆談用具を備えている旨を表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。</p> <p>○筆談用具がある旨の表示については、駅係員及び聴覚障害者から見やすく、かつ聴覚障害者から手の届く位置に表示する。</p>
	コミュニケーション支援ボード	◇言語（文字と話し言葉）による人とのコミュニケーションが困難な障害者等に配慮し、JIS T0103 に適合するコミュニケーション支援用絵記号等によるコミュニケーション支援ボードを備えることが望ましい。
	ローカウンターの高さの蹴込み	<p>◇有人改札口のカウンターの一部は、車椅子使用者等との対話に配慮して高さ 75cm 程度とすることが望ましい。</p> <p>◇上記高さのカウンターの蹴込みは、高さ 60cm 程度以上、奥行き 40cm 程度以上とすることが望ましい。</p>

	戸	<p>○案内所を兼ねている等、有人改札口に戸が設置されている場合、その戸の有効幅は 80 cm以上とする。</p> <p>◇案内所を兼ねている等、有人改札に戸が設置されている場合、有人改札の戸外側、もしくは戸内側に車椅子使用者どうしがすれ違うことができるスペースを設けることが望ましい。</p>
自動改札機	<p>◎自動改札機を設ける場合は、当該自動改札機又はその周辺において当該自動改札口への進入の可否を容易に識別することができる方法で示す。</p> <p>○自動改札口の乗車券等挿入口は、色で縁取るなど識別しやすいものとする。</p> <p>◇進入可否表示の配色については、参考 2-2-5 を参考とした色使い、色の組み合わせとし、色覚異常の人の利用に配慮することが望ましい。</p>	
音響案内	「②視覚障害者誘導案内用設備 ■音声・音響案内」（120 ページ）参照	
コミュニケーション	○無人駅・無人改札口においては、視覚障害者、聴覚障害者等からの問い合わせに対応できるよう措置を講ずる。	

②鉄軌道駅のプラットフォーム

考え方	<p>プラットフォームにおいては、転落等防止のための措置を重点的に行う必要がある。特に視覚障害者の転落等防止の観点から、ホームドア、可動式ホーム柵、ホーム縁端警告ブロック等の措置を講ずる。また、プラットフォームと列車の段差をできる限り平らにし、隙間をできる限り小さくするとともに、やむを得ず段差や隙間が生じる場合は、段差・隙間解消装置や渡り板により対応する。その場合、迅速に対応できるよう体制を整える必要がある。段差・隙間をできる限り小さくするため、新設駅や大規模改良駅においては、その立地条件を十分に勘案し、可能な限りプラットフォームを直線に近づける配慮が必要である。</p>
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ガイドライン	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容	
床の表面	◎滑りにくい仕上げとする。
横断勾配	◎排水等のため横断勾配を設ける必要がある場合、当該横断勾配は1%を標準とする。
転落防止柵	<p>転落防止柵とは、列車の乗降が行われない箇所において設置される柵のことをいう。</p> <p>◎プラットフォームの線路側以外の端部には、旅客の転落を防止するための柵が設けられていること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落するおそれのない場合は、この限りでない。</p> <p>○プラットフォームの線路側以外の端部には、建築限界に支障しない範囲で高さ110cm以上の転落防止柵を設置する。</p> <p>○あわせて、プラットフォームの線路側以外の端部を認識できるよう点状ブロックを敷設する。なお、敷設幅は60cm程度（少なくとも40cm以上）とする。</p> <p>○プラットフォームの線路側端部において、列車が停車することがない等乗降に支障のない箇所には、建築限界に支障しない範囲で高さ110cm以上の柵を設置する。</p> <p>○プラットフォーム上のエレベーターの出入口付近に傾斜がある場合は、車椅子利用者等の線路への転落防止のため、傾斜に関する注意喚起の掲示とともに旅客の円滑な流動に支障を及ぼさない範囲で柵を設置する。</p>
転落防止措置	<p>◎発着するすべての鉄軌道車両の旅客用乗降口の位置が一定しており、鉄道車両を自動的に一定の位置に停止させることができるプラットフォーム（鋼索鉄道に係るものを除く。）においては、ホームドア又は可動式ホーム柵（旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれがある場合にあっては、<u>内方線付き</u>点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備）を設ける。</p> <p>◎上記以外のプラットフォームにおいては、ホームドア、可動式ホーム柵、<u>内方線付き</u>点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備を設ける。</p> <p><u>◎点状ブロック、線状ブロック、内方線付き点状ブロックの規格については、JIS T9251に適合するものとする。</u></p>

	ホームドア・ 可動式 ホーム柵	<p>○旅客用乗降口との間の閉じこめやはさみこみ防止措置を図る。</p> <p>○ホームドアや可動式ホーム柵の可動部の開閉を音声や音響で知らせることが望ましい。</p> <p>○ホームドアや可動式ホーム柵 <u>(横開き式)</u> の開閉が行われる各開口部の全幅にわたって、奥行き 60 cm 程度の点状ブロックを敷設する。ドアの戸袋等の各固定部からの離隔を設けないことを基本とし、構造上やむを得ない場合であっても 30 cm 以下とする。</p> <p>○<u>可動式ホーム柵 (昇降式) についてはホーム縁端全面にわたって、内方線付き点状ブロック (JIS T 9251) を敷設する。プラットホームの線路側の縁端からの距離は 80cm 以上とし、可動式ホーム柵 (昇降式) に並行して連続的に敷設する。</u></p> <p>○<u>可動式ホーム柵 (昇降式) のブロックの敷設については、プラットホーム上の柱などの構造物と干渉しないよう配慮して敷設する。やむを得ず、内方線付き点状ブロックがホーム縁端付近の柱などの構造物と干渉する場合であっても、構造物を迂回して敷設するのではなく、連続して敷設し、干渉部分を切り取ることをとする。ただし、内方線付き点状ブロックを構造物との間に隙間を設けずに敷設する。</u></p> <p>○<u>可動式ホーム柵 (昇降式) の島式ホームにおけるブロックの敷設については、向い合う内方線付き点状ブロックの内方線の中心と中心との距離を 60cm 以上確保することを原則とする。ただし、プラットホームの幅員が確保できず、やむを得ない場合は、40cm 以上確保する。なお、40cm 以上確保できない場合は、点状ブロックのみとし、内方線は敷設しない。</u></p> <p>○<u>可動式ホーム柵 (昇降式) においては、原則、通常の動作において開口部に車両が停車しない空間を設けることはないようにする。やむを得ず、そのような状態が発生する場合には音声等による注意喚起を行う。</u></p> <p>○ホームドア及び可動式ホーム柵は、乗降部への徒列ライン敷設、案内板の設置、または、固定部と可動部の色を変えるなど、ロービジョン者等が乗降位置を容易に視認できるよう色の明度、色相又は彩度の差 (輝度コントラスト*) に配慮する。</p> <p>○可動式ホーム柵は、柵から身を乗り出した場合及びスキー板、釣り竿等長いものを立てかけた場合の接触防止の観点から、柵の固定部のホーム内側の端部から車両限界までの離隔は 40cm 程度を基本とする。</p>
--	-----------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p style="text-align: center;">固定式 ホーム柵</p>	<p>○固定式ホーム柵から身を乗り出した場合及びスキー板、釣り竿等長いものを立てかけた場合の接触防止の観点から、ホーム内側の端部から車両限界までの離隔は 40cm 程度を基本とする。なお、固定式ホーム柵とは、列車の乗降が行われる各ドア位置に合わせて開口部を設けた柵のことをいう。</p> <p>○あわせて、各開口部の全幅にわたって、奥行き 60cm 程度の点状ブロックに内方線が付いた形状となるようホーム縁端警告ブロックを敷設する。各固定部からの離隔は設けないことを基本とし、構造上やむを得ない場合であっても 30 cm 以下とする。</p>
<p style="text-align: center;">視覚障害者誘導用 ブロック</p>	<p style="text-align: center;">プラットホーム上の点状 ブロック</p>	<p>○階段等から連続して敷設された線状ブロックとホーム縁端部の点状ブロックとが交わる箇所（T字部）については、ホーム縁端部の点状ブロックの内側に点状ブロックを敷設する。</p>
	<p style="text-align: center;">内方線付き点 状ブロックの 使用場所</p>	<p>○内方線付き点状ブロックは、プラットホームの線路側の縁端部を警告するために敷設するものであり、プラットホーム上における、これ以外の場所には敷設しない。</p> <p>○プラットホームの線路側の縁端からの離隔は 80～100cm 程度とし、線路に並行して連続的に敷設する。</p> <p>○プラットホームの内側であることを認識できるよう、点状ブロックの内側に内方線が位置するものとし、JIS T9251 に合わせたものを基本とする。</p> <p>○特に、ホームドア又は可動式ホーム柵が設置されていないプラットホームにおいて敷設する。</p> <p>○プラットホーム上の柱などの構造物と干渉しないよう配慮して敷設する。やむを得ずホーム縁端警告ブロックがホーム縁端付近の柱などの構造物と干渉する場合であっても、構造物を迂回して敷設するのではなく、連続して敷設し、干渉部分を切り取ることをとする。ただし、内方線付き点状ブロックと構造物との間に隙間を設けずに敷設する。</p> <p>◇ホーム縁端警告ブロックを連続して敷設することにより、視覚障害者がプラットホーム上の柱など構造物と衝突した際の安全性を考慮し、柱にクッションを巻くことが望ましい。</p> <p>○島式ホームにおいては、向かい合う内方線付き点状ブロックの内方線の中心と中心との距離を 60cm 以上確保することを原則とする。ただし、プラットホームの幅員が確保できず、やむを得ない場合は、40cm 以上確保する。なお、40cm 以上確保できない場合は、点状ブロックのみとし、内方線は敷設しない。</p>
<p style="text-align: center;">転落時の 安全確保措置</p>	<p>○万が一プラットホームから旅客が転落した場合を想定し、以下の安全確保措置を講じる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・列車を停止させるための非常押しボタン又は転落検知マットを設置する。この場合、当該押しボタンは操作しやすい位置に設置するとともに、その位置、機能について、旅客へ周知する。 ・プラットホーム下には、列車を避けるための待避スペースまたはプラットホームに上がるためのステップを設置する。 	

乗降位置表示	<p>◎プラットホーム床面等において、車椅子スペースに近接する乗降口位置を表示する。ただし、当該プラットホーム上の位置が一定してしない場合は、この限りでない。</p> <p>◇列車編成数及び停止位置が一定している場合には、プラットホームの床面において号車番号を表示することが望ましい。</p> <p>○ホームドアや可動式ホーム柵、固定式ホーム柵を設置する場合には、号車及び乗降口位置（扉番号）を文字及び点字（触知による案内を含む。）により開口部左脇に表示する。</p>
乗降位置表示	<p>○なお、表示する位置については、ホームドアは、可動部のドア側面または固定部の側面（140cm～160cm 程度の高さ）、可動式ホーム柵は、上面または側面（120～130cm 程度の高さ）、固定式ホーム柵は、固定部の上面（120～130cm 程度の高さ）とする。</p> <p>◇点字（触知による案内を含む。）による乗降位置情報は、開口部の左右両側に表示することが望ましい。</p> <p><u>◇乗降位置表示は、視覚障害者の円滑かつ安全な移動を支障しないよう内方線付き点状ブロックからの位置も考慮して表示することが望ましい。</u></p>
連絡装置	<p>◇駅係員と連絡ができるよう、プラットホーム上のわかりやすい位置（案内サインの掲出位置等）にインターホンを設置することが望ましい。この場合、その設置位置の上部などにおいてわかりやすい案内表示を行う。</p>
車両とプラットホームの段差及び隙間の解消	<p>◎鉄軌道車両とプラットホームの段差又は隙間について、段差はできる限り平らに、隙間はできる限り小さいものとする。</p> <p>◎車椅子使用者の円滑な乗降のため十分な長さ、幅及び強度を有する渡り板等の設備を設ける。</p> <p><u>○駅のプラットホームにおいて、軌道がコンクリート構造であり、走行する車両が鉄輪式リニアモーター駆動方式の場合には、くし状ゴムの設置その他の措置を必要に応じ講ずることにより、原則として、渡り板等の設備を使用しなくても車椅子使用者が単独で乗降できる程度に段差及び隙間を解消する。</u></p> <p><u>◇上記以外の場合であっても、くし状ゴムの設置、車両の低床化その他の措置を必要に応じ講ずることにより、渡り板等の設備を使用しなくても車椅子使用者が単独で乗降できる程度に段差及び隙間を解消することが望ましい。</u></p> <p>○渡り板は、速やかに使用できる場所に配備する。</p> <p>○渡り板は、幅 80cm 以上、使用時の傾斜は 10 度以下として十分な長さを有するもの、耐荷重 300kg 程度のものとする。ただし、構造上の理由により傾斜角 10 度以下の実現が困難な場合には、車椅子の登坂性能等を考慮し、可能な限り傾斜角 10 度に近づけるものとする。</p> <p>○渡り板のホーム側接地面には滑り止めを施し、かつ、渡り板の車両側端部にひっかかりを設けること等により、使用時にずれることのないよう配慮する。</p> <p>○なお、渡り板の使用においては、ホームの形状に配慮し、降りたホームの反対側の線路に転落する等の事故がないよう、渡り板の長ささとホームの幅に十分注意する。</p> <p>○渡り板を常備しない場合、駅係員等が速やかに操作できる構造の段差・隙間解消装置を設置する。</p>

車両とプラットホームの段差及び隙間の解消	<p>◇渡り板等の設備を使用しなくても、車椅子使用者が単独で乗降できるよう措置を講ずることが望ましい。</p> <p>◇鉄軌道車両・ホーム等の構造上の理由により渡り板が長く、また、傾斜角が急（概ね10度を超える）となる場合には、脱輪を防止するよう左右に立ち上がりを設けることが望ましい。</p>
隙間の警告	<p>◎構造上の理由により鉄軌道車両の旅客用乗降口の床面の縁端とプラットホームの縁端との隙間が大きいときは、旅客に対しこれを警告するための設備を設けること。</p>
列車接近の警告・案内	<p>◎音声による案内で、列車の接近を警告する。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>○音声や音響による案内で、列車の接近のほか、その列車の停止・通過、乗車可否（回送の場合は回送である旨）、列車種別、<u>車両編成数</u>、行き先、次停車駅名を知らせる。</p> <p>◎文字や光による情報で、列車の接近を警告する。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</p> <p>○文字や光による情報で、列車の接近のほか、その列車の停止・通過、乗車可否（回送の場合は回送である旨）、列車種別、行き先、次停車駅名を知らせる。</p>
プラットホーム上のベンチ等	<p>○高齢者、障害者等の長距離移動、長時間立位が困難であること、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさや服薬の影響等による疲れやすさ等に配慮し、旅客の乗降・移動を妨げないよう配慮しつつプラットホーム上にベンチ等を設ける。</p>
待合室	<p>◇プラットホーム上に待合室を設ける場合には、車椅子使用者、ベビーカー使用者等の利用に配慮し、130cm以上×75cm以上のスペースを設けることが望ましい。</p>
プラットホーム上の設置物	<p>○壁面や柱などに取り付ける看板などは通行の支障にならないように設置する。</p> <p>◇売店、ベンチ、ゴミ箱等を設置する場合は、車椅子使用者や視覚障害者、一般利用者等の通行の支障にならないようにすることが望ましい。</p> <p>◇ロービジョン者が各設置物を視認できるよう、プラットホームの床面と色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）に配慮した色とすることが望ましい。</p>
プラットホーム上の柱の識別	<p>○ロービジョン者が柱を認識できるよう、柱の色あるいは柱の下端部の色はプラットホーム床面と色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）を確保する。</p>
照明設備	<p>◎プラットホームには照明設備を設ける。</p> <p>○プラットホームの両端部まで、高齢者やロービジョン者等の円滑な乗降のため、採光や照度に配慮して照明設備を設置する。</p>
駅名標示	<p>○到着する駅名を車内で標示する場合を除き、車内から視認できる高さに駅名標を表示する。</p> <p>○到着する駅名を車内で標示する場合を除き、車内のどの位置からも視認できるよう駅名標の配置間隔に配慮する。</p>
停車駅案内	<p>◇コンコースからプラットホームに至る箇所等に、方面ごとに列車の種別、行き先、発車時刻等がわかるよう案内表示をすることが望ましい。</p> <p>◇列車の種別ごとの停車駅がわかるよう案内表示をすることが望ましい。</p>

停車駅案内	◇列車到着時に降車した駅が旅客にわかるよう、駅名の音声案内を行うことが望ましい。
階段の音響案内	「②視覚障害者誘導案内用設備 ■音声・音響案内」（120 ページ）参照
音声・音響計画	◇指向性スピーカー等の活用により、音声・音響案内、案内放送の輻輳を避けた音声・音響計画を実施することが望ましい。

*：移動等円滑化基準では、「色の明度、色相又は彩度の差」であるが、コントラスト（誘導ブロック等の視認性を得るための周囲との見えやすさの対比）確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

2. バスターミナル

①バスターミナルの乗降場

考え方	<p>路線バスは、最も身近な交通手段であり高齢者や障害者等にとって利用ニーズが高い。また、ノンステップ車両の普及などにより高齢者、障害者等の利用が増加することが予想される。</p> <p>乗り場や行き先、発車時刻、運行情報等については、必要性の高い情報のため、視覚障害者等に配慮した案内（音声案内、携帯電話への情報提供等）を拡充することが必要である。</p> <p>なお、バスターミナルとは、「旅客の乗降のため、事業用自動車を同時に二両以上停留させることを目的として設置した施設であって、道路の路面その他一般交通の用に供する場所を停留場所として使用するもの以外のもの」として定義（自動車ターミナル法第2条）されているが、公共交通移動等円滑化基準の適合義務の対象とならないバス停が集合した箇所についても同様に、本ガイドラインに沿って対応することが期待される。</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ガイドライン	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容	
◎当該乗降場に接して停留するバス車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものとする。	
段	○乗降場と通路との間に高低差がある場合は、傾斜路を設置する。 ○傾斜路の勾配は、屋内では 1/12 以下とし、屋外では 1/20 以下とする。 ◇屋内においても 1/20 以下とすることが望ましい。
幅	○乗降場の有効幅は 180cm 以上とする。
仕上げ	◎乗降場の床の表面は、滑りにくい仕上げとする。
上屋	◇防風及び雨天を考慮し、上屋を設けることが望ましい。
進入防止措置	◎乗降場の縁端のうち、誘導車路その他のバス車両の通行、停留又は駐車のために供する場所（バス車両用場所）に接する部分には、柵、点状ブロックその他の視覚障害者のバス車両用場所への進入を防止するための設備を設ける。
横断歩道	○乗降場に行くために誘導車路を横切る必要がある場合は横断歩道等を設け、歩行の安全に配慮する。
運行情報の案内	◇乗り場ごとに、行き先などの運行情報を点字・音声で表示するとともにロービジョン者に配慮した大きさや配色の文字で表示することが望ましい。
時刻表	◇乗降場の時刻表（バスターミナル以外のバス停のものを含む。）には、ノンステップバス等の運行時間を分かり易く表示することが望ましい。

3. 旅客船ターミナル

①乗船ゲート

考え方	高齢者、障害者等の移動等円滑化に配慮し、1 以上は車椅子使用者の移動に配慮した拡幅ゲートを設ける。
-----	---------------------------------------------------

ガイドライン

◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容

乗船ゲートの幅	◎車椅子使用者の動作の余裕を見込み、有効幅 90cm 以上とする。
---------	-----------------------------------

②棧橋・岸壁と連絡橋

考え方	<p>高齢者、障害者等すべての人が安全かつ円滑に移動できるよう、連続性のある移動動線の確保に努めることが必要である。この経路のバリアフリー化にあたっては、潮の干満があること、屋外であること等の理由から特別の配慮が必要であることから、ここに記述することとする。</p> <p>経路の設定にあたっては、なるべく短距離でシンプルなものとし、また風雨雪、日射などの影響にも、配慮することとする。岸壁と浮き棧橋を結ぶ連絡橋については、潮の干満によって勾配が変動することを考慮したうえで、すべての人が安全かつ円滑に移動出来る構造とすることが必要である。</p>
-----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ガイドライン

◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容

床の表面	◎棧橋、岸壁や連絡橋の床は滑りにくい仕上げとする。
段差	◎車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。 ◎段を設けない。 ◎連絡橋と浮き棧橋の間の摺動部（棧橋・岸壁と連絡橋の取り合い部等をいう。）に構造上やむを得ず段が生じる場合には、フラップ（補助板）等を設置する。
	<p>○摺動部は安全に配慮した構造とする。</p> <p>○フラップの端部とそれ以外の部分との色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）が大きいこと等により摺動部を容易に識別できるものとする。</p> <p>◇フラップの端部の厚みを可能な限り平坦に近づけることとし、面取りをするなど、車椅子使用者が容易に通過できる構造とすることが望ましい。</p>
手すり	◎連絡橋等の乗降用設備には、手すりを設置する。 ○上記手すりを両側に設置する。 ○高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すり（例えば2段手すり等）とする。 ◇始末端部においては、棧橋・岸壁と連絡橋間の移動に際し、つかまりやすい形状に配慮することが望ましい。
勾配	◇連絡橋の勾配は、1/12 以下とすることが望ましい。
視覚障害者誘導用ブロック	◎通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備が

<p>視覚障害者誘導用 ブロック</p>	<p>ある場合であって、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>○ターミナルビルを出て、タラップその他のすべての乗降用施設に至る経路に、敷設する。ただし、連絡橋、浮棧橋等において波浪による影響により旅客が転落するおそれのある場所及び着岸する船舶により経路が一定しない部分については、敷設しない。</p> <p>○岸壁・棧橋（浮棧橋を除く）の連絡橋への入口部分には点状ブロックを敷設する。</p>
<p>転落防止設備</p>	<p>◎視覚障害者が水面等へ転落する恐れがある箇所には、柵、点状ブロックその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設ける。</p>
<p>ひさし</p>	<p>◇経路上には、風雨雪及び日射を防ぐための屋根またはひさしを設置することが望ましい。</p>
<p>揺れ</p>	<p>◇浮棧橋は、すべての人が安全に移動できるように、波浪に対し揺れにくい構造に配慮することが望ましい。</p>
<p>明るさ</p>	<p>○高齢者やロービジョン者の移動等円滑化に配慮し、十分な明るさを確保するよう、採光や照明に配慮する。</p>

*：基準では「色の明度、色相又は彩度の差」であるが、コントラスト（誘導ブロック等の視認性を得るための周囲との見えやすさの対比）確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

③タラップその他の乗降用設備

(1) タラップ

考え方	<p>高齢者、障害者等すべての人が安全かつ円滑に移動できるよう、連続性のある移動動線の確保に努めることが必要である。タラップに設けられる手すり及び階段は、旅客施設共通の規定のほか、特別な配慮が必要であることから、ここに記述することとする。</p> <p>栈橋・岸壁とタラップ、タラップと船舶の接続部に生じる段差については、フラップ（補助板）等を設けることで、その解消を図る。</p> <p>また、タラップに階段が設けられている場合は、別途、スロープや昇降装置を併設することを原則とする。タラップは船舶等の揺れの影響を受けるため、ある程度の揺れが常時発生することから、手すりや転落防止柵を設置する。</p>
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ガイドライン			
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容			
表面	◎滑りにくい仕上げとする。		
幅	◎有効幅 90cm 以上とする。 ◇高齢者等が安全に移動できるよう、両側の手すりにつかまることが出来る程度の有効幅とすることが望ましい。		
段	<p>◎車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造のものであること。</p> <p>◎段を設けない。</p> <p>◎栈橋・岸壁とタラップ、タラップと舷門（船舶）の間の摺動部に、構造上やむを得ず段が生じる場合には、フラップ（補助板）等を設置する。</p> <table border="1" style="width: 100%; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">摺動部</td> <td> <p>○安全に配慮した構造とする。</p> <p>○フラップの端部とそれ以外の部分との色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）を大きくすること等により摺動部を容易に識別できるものとする。</p> <p>◇フラップの端部の厚みを可能な限り平坦に近づけることとし、面取りをするなど、車椅子使用者が容易に通過できる構造とすることが望ましい。</p> <p>○タラップ本体に階段を有する場合、別途スロープ又は昇降装置を設置する。</p> </td> </tr> </table>	摺動部	<p>○安全に配慮した構造とする。</p> <p>○フラップの端部とそれ以外の部分との色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）を大きくすること等により摺動部を容易に識別できるものとする。</p> <p>◇フラップの端部の厚みを可能な限り平坦に近づけることとし、面取りをするなど、車椅子使用者が容易に通過できる構造とすることが望ましい。</p> <p>○タラップ本体に階段を有する場合、別途スロープ又は昇降装置を設置する。</p>
摺動部	<p>○安全に配慮した構造とする。</p> <p>○フラップの端部とそれ以外の部分との色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）を大きくすること等により摺動部を容易に識別できるものとする。</p> <p>◇フラップの端部の厚みを可能な限り平坦に近づけることとし、面取りをするなど、車椅子使用者が容易に通過できる構造とすることが望ましい。</p> <p>○タラップ本体に階段を有する場合、別途スロープ又は昇降装置を設置する。</p>		
階段	○タラップの高さが変化する構造のものを除き、蹴込み板を設ける。		
手すり	<p>◎タラップには、手すりを設置する。</p> <p>○上記手すりを両側に設置する。</p> <p>○高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すり（例えば2段手すり等）とする。</p> <p>◇始末端部においてはタラップへ乗り移る場合に際し、つかまりやすい形状に配慮することが望ましい。</p>		
勾配	◇1/12 以下とすることが望ましい。		
視覚障害者誘導用ブロック	◎通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であって、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。		

転落防止設備	◎視覚障害者が水面等へ転落する恐れがある箇所には、柵、点状ブロックその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設ける。
ひさし	◇風雨雪及び日射を防ぐことができる構造の屋根またはひさしを設置することが、望ましい。

*：移動等円滑化基準では「色の明度、色相又は彩度の差」であるが、コントラスト（誘導ブロック等の視認性を得るための周囲との見えやすさの対比）確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

(2) ボーディングブリッジ

考え方	<p>高齢者、障害者等すべての人が安全かつ円滑に移動できるよう、連続性のある動線の確保に努めることが必要である。ボーディングブリッジのバリアフリー化にあたっては、特別の配慮が必要であることから、ここに記述することとする。</p> <p>旅客船ターミナルとボーディングブリッジ、ボーディングブリッジと乗降口の接続部、及びボーディングブリッジ内の伸縮部に生じる段については、フラップ（補助板）等を設置することで、その解消を図る。</p>
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ガイドライン	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容（義務）、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容	
床の表面	◎ボーディングブリッジの床は滑りにくい仕上げとする。
幅	乗降口 ◎有効幅 90cm 以上とする。
	通路 ◎有効幅 90cm 以上とする。 ◇車椅子使用者を含めた旅客の円滑な流動を確保するため、人と車椅子使用者がすれ違うことができる有効幅又は場所を確保することが望ましい。
段	◎車椅子使用者が持ち上げられることなく乗降できる構造の <u>ものであること</u> 。 ◎段を設けない。 ◎栈橋・岸壁とボーディングブリッジ、ボーディングブリッジと舷門（船舶）の間の摺動部に構造上やむを得ず段が生じる場合には、フラップ（補助板）等を設置する。
	摺動部 ○安全に配慮した構造とする。 ○フラップの端部とそれ以外の部分との色の明度、色相又は彩度の差（輝度コントラスト*）を大きくすること等により摺動部を容易に識別できるものとする。 ◇フラップの端部の厚みを可能な限り平坦に近づけることとし、面取りをするなど、車椅子使用者が容易に通過できる構造とすることが望ましい。 ○伸縮部を除き、両側に手すりを設置する。
手すり	◎ボーディングブリッジには、手すりを設置する。 ○上記手すりを両側に設置する。 ○高齢者や杖使用者等の肢体不自由者、低身長者をはじめとした多様な利用者の円滑な利用に配慮した手すり（例えば2段手すり等）を設置する。 ◇始終端部においては、ボーディングブリッジへの移動に際し、つかまりやすい形状に配慮することが望ましい。
勾配	◇1/12 以下とすることが望ましい。

<p>視覚障害者誘導用 ブロック</p>	<p>◎通路その他これに類するもの（以下「通路等」という。）であって公共用通路と車両等の乗降口との間の経路を構成するものには、視覚障害者誘導用ブロックを敷設する。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する二以上の設備がある場合であって、当該二以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該二以上の設備間の経路を構成する通路等については、この限りでない。</p> <p>○傾斜部の始末端部から 30cm 程度離れた箇所に、点状ブロックを敷設する。</p>
<p>転落防止設備</p>	<p>◎視覚障害者が水面等へ転落する恐れがある箇所には、柵、点状ブロックその他の視覚障害者の水面への転落を防止するための設備を設ける。</p>
<p>戸</p>	<p>○係員による開放を行わない場合は、自動式の引き戸とする。</p>

*：基準では「色の明度、色相又は彩度の差」とあるが、コントラスト（誘導ブロック等の視認性を得るための周囲との見えやすさの対比）確保のためのより有効な指標として「輝度コントラスト」の記述を行うこととした。

4. 航空旅客ターミナル施設

①航空旅客保安検査場の通路

考え方	車椅子使用者、その他金属探知機に反応することが明らかな器具等を使用する者については、門型の金属探知機を通過しなくて済むよう、十分な広さを有する別通路を設けるとともに、その旨の案内表示を行う。
-----	-------------------------------------------------------------------------------------------------

ガイドライン	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容	
通路の幅	◎有効幅 90 c m以上とする。
案内表示	○金属探知機に反応する車椅子使用者、医療器具等の使用者、妊産婦等が金属探知機を通過しなくて済む旨の案内表示をする。
保安検査場における聴覚障害者の案内	◎筆談用のメモなどを準備し、聴覚障害者とのコミュニケーションに配慮する。 ◎この場合においては、当該設備を保有している旨を保安検査場に表示し、聴覚障害者がコミュニケーションを図りたい場合において、この表示を指差しすることにより意思疎通が図れるように配慮する。 ○筆談用具がある旨の表示については、職員及び旅客から見やすく、かつ旅客から手の届く位置に表示する。

②航空旅客搭乗橋

考え方	搭乗橋は伸縮部分、可動部分を含む構造であるが、可能な限り移動等円滑化に配慮する。
-----	------------------------------------------

ガイドライン	
◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容	
幅	◎有効幅 90 c m以上とする。
勾配	◎渡り板部分を除き、1/12 以下とする。 ○渡り板部分についても、移動等円滑化に配慮し、可能な限り勾配を緩やかにする。
手すり	◎可動部分等を除き、手すりを設置する。 ○上記手すりは両側に設置する。 ◎伸縮部の渡り板部分には手すりを設置する。 ○上記手すりは両側に設置する。
床の表面	◎床の表面は滑りにくい仕上げとする。
視覚障害者誘導用ブロック	◎旅客搭乗橋については、視覚障害者誘導用ブロックを敷設しないことができる。
渡り板	◎旅客搭乗橋の縁端と航空機の乗降口の床面との隙間又は段差により車椅子使用者の円滑な乗降に支障がある場合は、車椅子使用者の円滑な乗降のために十分な長さ、幅及び強度を有する設備を1以上備える。 ○渡り板の表面は滑りにくい仕上げとする。

③航空旅客搭乗改札口

考え方	各搭乗口の自動若しくはその他の改札口は、車椅子使用者が円滑に通過できるよう配慮する。
-----	--------------------------------------------

ガイドライン

◎：移動等円滑化基準に基づく整備内容（義務）、○：標準的な整備内容、◇：望ましい整備内容

幅	◎各航空機の乗降口に通ずる改札口のうち1以上は、有効幅80cm以上とする。
---	---------------------------------------